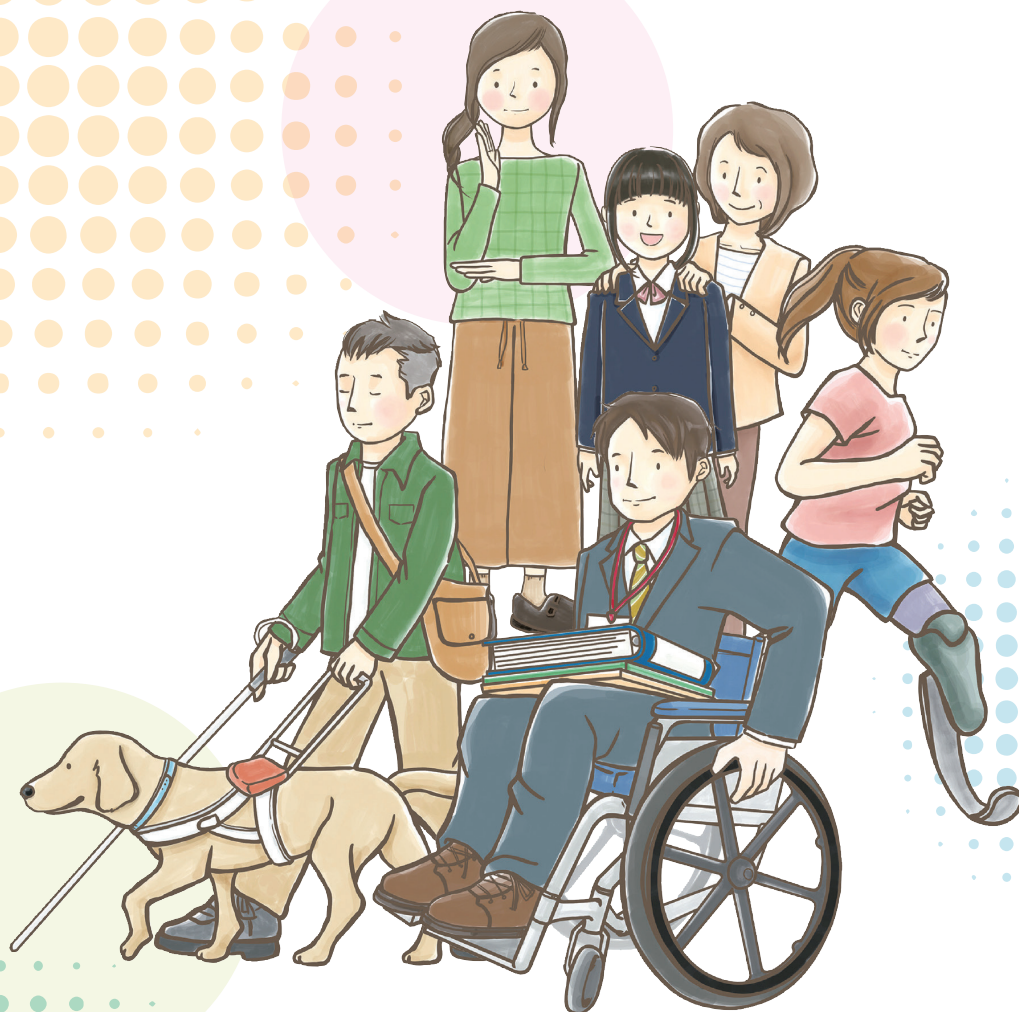


宮城県 大和町

第5期 障がい者基本計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画



令和6年3月
大和町

ごあいさつ



大和町では、第五次総合計画において、誰もが自分らしく生き、共生するまちをめざして、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し合いながら、地域でいきいきと安心して暮らし、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指す。」ことを基本目標としております。

平成 30 年 3 月に障がい者基本計画を策定、令和 3 年 3 月に第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画を策定し、「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」を基本理念とし、地域の全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合える地域共生社会の実現を目指すとともに、障がいのある人のニーズに合った支援が提供され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取り組んでまいりました。

今般、現行の第 4 期障がい者基本計画及び、第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画の計画期間が令和 5 年度末で終了することから、社会情勢の変化や新たなニーズを考慮し、第 5 期障がい者基本計画及び、第 7 期障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画を策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症が、社会経済活動に大きな影響を及ぼし、障がいのある人の暮らしにも大きな変化をもたらしました。令和 5 年 5 月に感染症法上の位置づけが 5 類に引き下げられ、季節性インフルエンザ等と同等の扱いとされたことにより、徐々にではありますがこれまでの姿に戻ってきたものを感じているところです。本計画は障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、地域での障がい福祉に関する取り組みや、障害福祉サービス等の見込み量、そのサービスの確保のための方策について目標設定し、障がいを持つ人へ適切に支援が提供されるよう体制整備を行い、あらゆる人が共生できる社会の実現へ向けて、包括的な体制の整備を継続して進めていくものです。

本計画の推進にあたりましては、町民、関係機関や団体、行政等が協働してお互いの役割を担いながら取り組んでいくことが不可欠でありますので、今後とも皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言、ご尽力をいただきました障害者福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

大和町長 浅野 俊彦

第1章 計画の基本事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 本計画の法定根拠	2
(2) 計画の対象者	3
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
(1) アンケート調査による障がいのある人の意向把握	4
(2) 地域自立支援協議会による計画の審議	4
(3) 策定委員会による審議	4
5 障がい福祉にかかる制度の動き	5
(1) 障害者虐待防止法の施行	5
(2) 障害者総合支援法の施行と改正	5
(3) 障害者権利条約の批准承認	5
(4) 障害者差別解消法の施行	5
(5) 成年後見制度利用促進法の施行	5
(6) ニッポン一億総活躍プラン	6
(7) 児童福祉法等の改正	6
(8) 発達障害者支援法の改正	6
(9) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	6
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	6
6 国・県の動向	7
(1) 第5次障害者基本計画の概要	7
(2) 次期みやぎ障害者プランについて	7
(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画 基本方針の見直し（主な事項）	8
(4) 障害福祉計画・障害児福祉計画 成果指標	9
第2章 大和町の障がいのある人を取り巻く環境	10
1 大和町の概況	10
(1) 総人口・世帯数の推移	10
(2) 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）	11
(3) 産業構造	11
2 大和町の障がいのある人の状況	12
(1) 障害者手帳所持者数	12
(2) 身体障がいのある人	13
(3) 知的障がいのある人	14
(4) 精神障がいのある人	15
(5) 難病等	16
3 アンケート調査にみられる現状	17
(1) 現在の暮らしの場と今後の生活の場、日中の居場所・生活への満足度について	17
(2) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること	18
(3) 介護や手助けについて	19
(4) 親亡き後の支援について	20
(5) 重複障がいのある人の状況	20

第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 計画の視点と課題の整理	23
視点1：「だれもが尊重しあうこと、支えあうこと」	23
視点2：「だれもが自らの生き方を選択できること」	24
視点3：「だれもが安心して、自立した生活を送れること」	25
3 施策体系	26
第4章 障がい者基本計画	27
基本目標1 お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり	27
施策1-1 障がいへの理解・配慮の推進	27
施策1-2 権利擁護の推進、虐待の防止	29
施策1-3 地域の支えあい活動の推進	31
施策1-4 暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進	33
基本目標2 自分らしい生き方を選択できる地域づくり	37
施策2-1 多様な働き方、雇用・就労の促進	37
施策2-2 子どもたちの成長支援、保育・教育の充実	39
施策2-3 多様な社会参加につながる機会づくり	43
基本目標3 安心して、自分の状態に合わせて暮らせる地域づくり	45
施策3-1 情報提供・相談支援の充実	45
施策3-2 保健・医療体制の充実	47
施策3-3 障がい福祉サービス・生活支援等の整備	50
第5章 障がい福祉計画	54
1 障がい福祉計画について	54
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	54
(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）	55
2 第6期計画の進捗について	56
(1) 施設入所者の地域生活への移行	56
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	56
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	57
(4) 福祉施設からの一般就労移行	57
(5) 相談支援体制の充実・強化等	58
(6) 発達障がい児及びその親への支援	58
(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	59
3 第7期計画における成果目標の設定	60
(1) 施設入所者の地域生活への移行	60
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	61
(3) 地域生活支援の充実	63
(4) 福祉施設から一般就労移行への移行等	64
(5) 相談支援体制の充実・強化等	65
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	65
4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策	66
(1) 訪問系サービス	66
(2) 日中活動系サービス	68
(3) 居住系サービス	75
(4) 相談支援	77

5	地域生活支援事業サービスの見込み量	79
(1)	地域生活支援事業の概要	79
(2)	地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策	80
(3)	実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等	81
第6章	障がい児福祉計画	84
1	障がい児福祉計画について	84
(1)	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	84
(2)	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）	84
2	第3期計画における成果目標の設定	85
(1)	児童発達支援センターの設置	85
(2)	障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	85
(3)	重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	85
(4)	医療的ケア児に対する協議の場の設置	86
3	障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策	87
(1)	障害児通所支援	87
(2)	障害児相談支援	90
第7章	計画の推進	91
1	計画の推進における連携	91
(1)	計画の推進体制の確立	91
(2)	住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）	91
(3)	圏域単位での連携・基盤整備	91
(4)	富谷市・黒川地域自立支援協議会	92
(5)	サービスの質の向上と人材確保への支援の強化	92
(6)	行政職員の資質向上	92
(7)	財源の確保	93
2	計画の進行管理	93
(1)	点検及び評価体制	93
(2)	点検結果・計画内容等の周知	93
資 料 編		94
資料1	策定経過	94
資料2	大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱	95
資料3	大和町障害者福祉計画推進協議会委員名簿	97
資料4	用語解説	98

第 1 章 計画の基本事項

1 計画の目的

大和町（以下、「本町」とします。）では、平成 30 年（2018）3 月に障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、令和 3 年（2021）3 月に障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、『だれもが自分らしく生き、共生するまち大和』を基本理念として、広範な障がい者福祉事業や自立支援給付、地域生活支援事業等の円滑な実施に向け、各年度におけるサービス量等を見込むとともに、必要なサービスが提供されるよう取り組んできました。

「障がい者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障がいの内容や置かれた状況も多様であるため、障がい福祉施策に対する支援ニーズも多様化しています。同時に、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安が顕在化する等、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

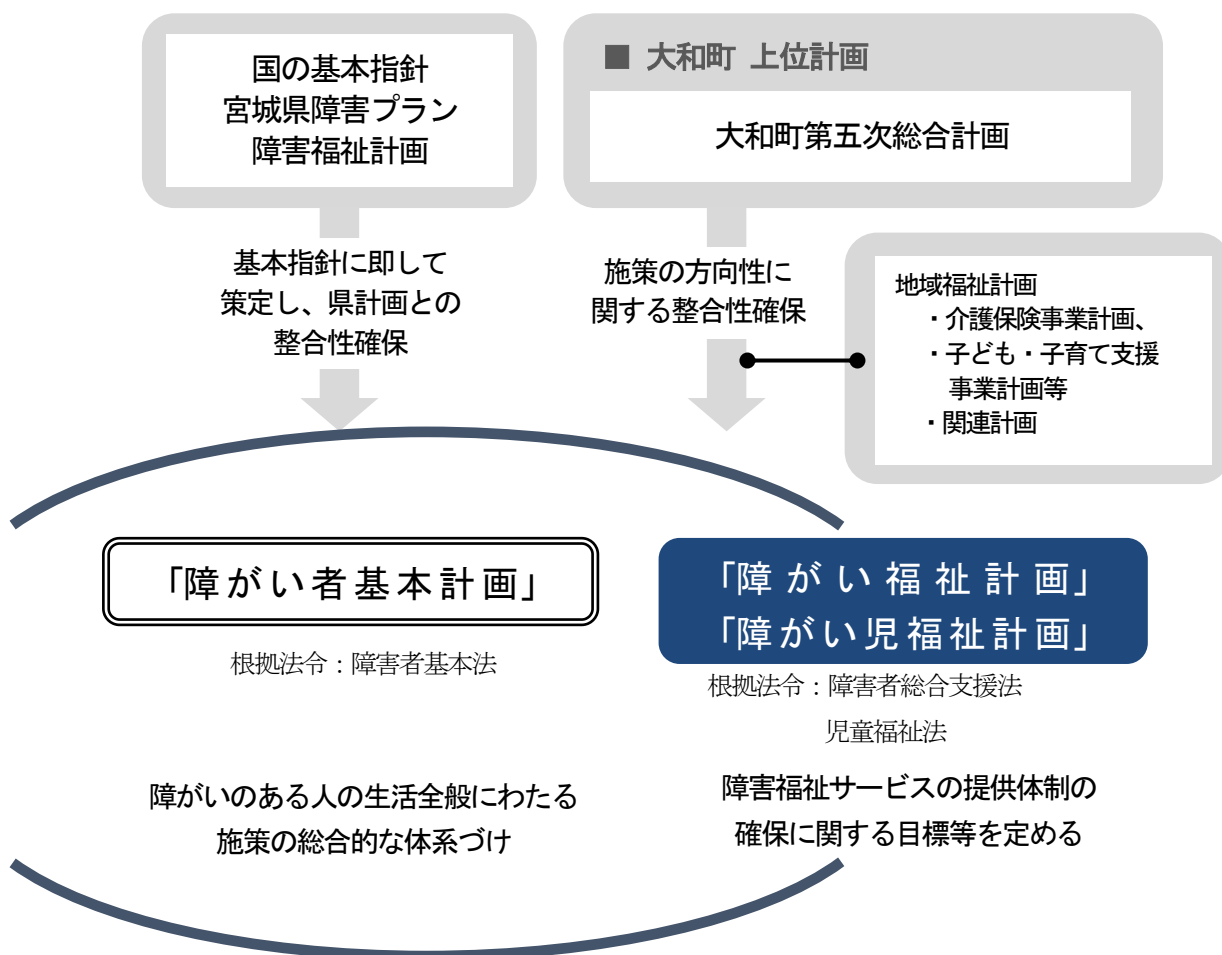
そのため、関連する法制度の改正等を踏まえ、障がいのある人の多様なニーズに対応し、お互いの人権を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

令和 5 年度（2023）には現行計画のうち「第 4 期障がい者基本計画」「第 6 期障がい福祉計画」「第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、国の指針や県の計画を踏まえ、障がいのある人へのサービス提供を主な内容とする、新たな「第 5 期障がい者基本計画」「第 7 期障がい福祉計画」「第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりであり、「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」から構成されます。

図表 計画の位置づけ



(1) 本計画の法定根拠

各計画の法的根拠は、以下のとおりです。

- 障がい者基本計画（障害者基本法 第11条第3項）
⇒ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。
- 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条第1項）
⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20第1項）
⇒ 主に数値目標と障害児通所支援等の見込み量を定めます。
- その他
⇒ 計画の策定に当たっては、上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、関連する介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本町の保健福祉関連計画との整合にも配慮します。

(2) 計画の対象者

本計画は、障害者基本法に定義された身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病等のある方を対象とします。

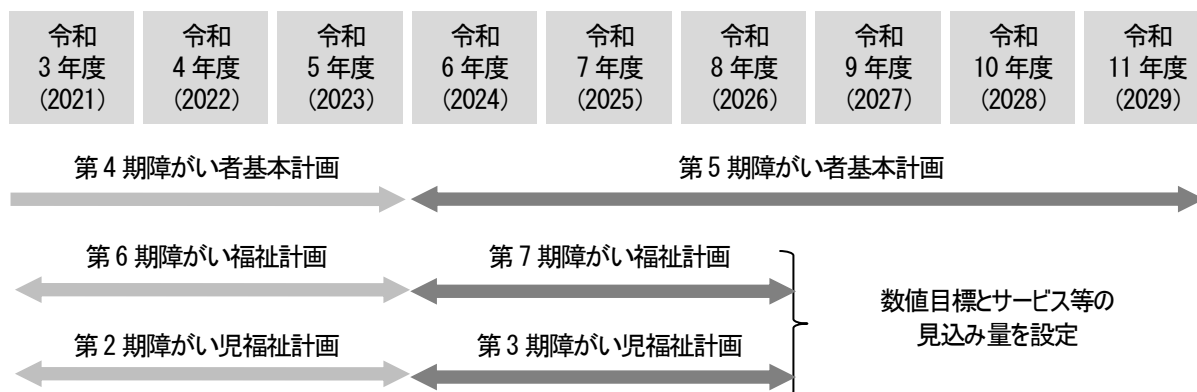
また、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

3 計画の期間

「障がい者基本計画」は、令和6年度（2024）から令和11年度（2028）までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和6年度（2024）から8年度（2026）までの3か年間で計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



図表 (参考) 障がい福祉計画期間ごとの取り組み

第2期計画期間 平成21～23年度 (2009～2011)	第3期計画期間 平成24～26年度 (2012～2014)	第4期計画期間 平成27～29年度 (2015～2017)	第5期計画期間 平成30～32年度 (2018～2020)	第6期計画期間 令和3～5年度 (2021～2023)
第1期の実績を踏まえ、第2期障がい福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度(2014)を目標として、第3期障がい福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度(2017)を目標として、第4期障がい福祉計画を作成	基本指針を踏まえ、平成32年度(2020)を目標として、第5期障がい福祉計画を作成 障がいのある子どもについても、基本指針に即して第1期障がい児福祉計画を作成	基本指針を踏まえ、令和5年度(2023)を目標として、第6期障がい福祉計画を作成 障がいのある子どもについても、基本指針に即して第2期障がい児福祉計画を作成

4 策定体制

（１）アンケート調査による障がいのある人の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がいのある人（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「病気や障がいのある方への支援・暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「障がい者アンケート」という。）を実施しました。

障がい者アンケートは、町内の障がいのある人 1,261 名に対し、郵送配布・郵送回収により実施し、493 名から回答をいただきました。

（２）地域自立支援協議会による計画の審議

本計画は、「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（以下、「地域自立支援協議会」という。）において、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の進捗状況を検討し計画へ反映しています。

（３）策定委員会による審議

本計画の策定は、障がい福祉関係団体代表者、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成する「大和町障害者福祉計画推進協議会」（以下、「策定委員会」という。）において、審議を行いました。

5 障がい福祉にかかる制度の動き

平成 24 年（2012）3 月の「大和町障がい者基本計画」の策定以降、国の障がい福祉施策や法制度においては、大きな動きがみられました。

主な動きは次のとおりです。

（１）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年（2012）10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。障がいのある人の権利利益の擁護を目的とし、障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。

（２）障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年（2013）4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることなど、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。

また、平成 28 年（2016）6 月改正では、平成 30 年（2018）4 月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。

（３）障害者権利条約の批准承認

平成 18 年（2006）12 月に国連総会において採択、平成 20 年（2008）5 月に発効され、日本では平成 26 年（2014）1 月に批准承認されました。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等が規定されています。

（４）障害者差別解消法の施行

平成 28 年（2016）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障害を理由とする不当な差別的取り扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

（５）成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年（2016）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(6) ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年（2016）6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障がいのある人、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、就職支援及び職場定着支援等、就労のための支援に取り組むとともに、共同生活援助（グループホーム）や就労支援事業等を推進することとしています。

(7) 児童福祉法等の改正

平成 24 年（2012）4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がいのある子どもへの支援の強化が図られました。これまで障がい種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年（2016）6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めることが規定されました。

(8) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年（2016）8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

(9) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和 4 年（2022）5 月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行

令和 6 年（2024）4 月に「障害者総合支援法」が施行されることから、障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制整備の措置が規定されました。

6 国・県の動向

本計画策定に関わる、国や県の計画策定、改訂の概要は次のとおりです。

(1) 第5次障害者基本計画の概要

[基本理念]

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

[社会情勢の変化]

- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs の視点）

[主な内容]

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

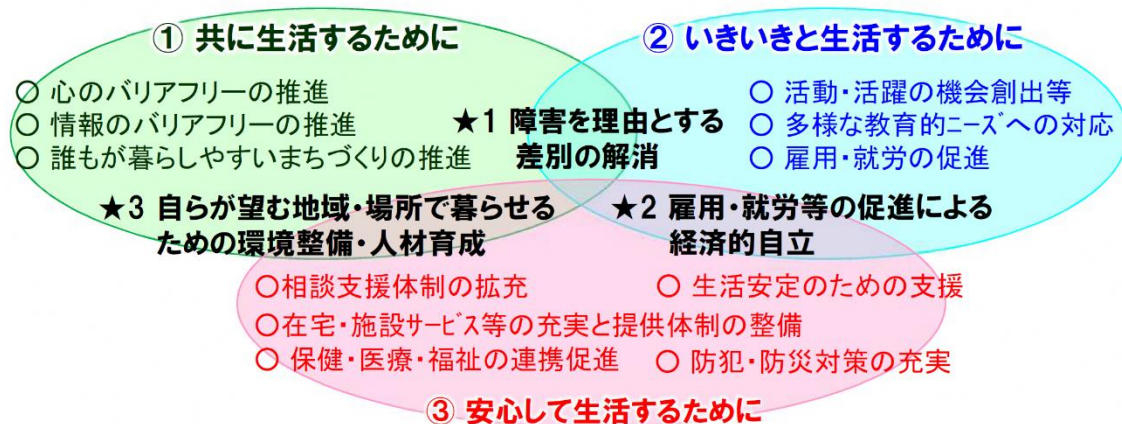
(2) 次期みやぎ障害者プランについて

現在改定の検討が進められている次期みやぎ障害者プランでは、現プランの基本理念を踏襲しつつ、制度や環境等の変化を踏まえ、施策体系等の見直しを検討しています。

現行プランは、障害のある人の現状等に基づき、計画期間中（平成30年度（2018）から令和5年度（2023）まで）において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとに、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成されています。

【次期プランの体系イメージ】

★：重点施策 ○：理念に基づく施策の方向性



資料：改定「みやぎ障害者プラン」重点施策の概要（修正）令和5年（2023）6月9日宮城県障害福祉課

（３）障害福祉計画・障害児福祉計画 基本方針の見直し（主な事項）

第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画を作成するにあたって、新たに国から示された基本指針の主な改正内容は以下のとおりです。

◎入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおけるひとり暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

◎福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

◎障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・県における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

◎発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ・地域におけるインクルージョンの推進

◎地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

◎障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

◎地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

◎障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

◎障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

◎よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

◎障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

◎障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

◎その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

資料：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について

(4) 障害福祉計画・障害児福祉計画 成果指標

◎施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年（2022）度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年（2022）度末の5%以上削減

◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
（県で設定）

◎地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込み
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

◎福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度（2021）実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度（2021）末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

◎障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各市町村において医療的ケア児等支援の協議の場の設置（圏域での設置も可）
- ・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

◎相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

◎障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より

第2章 大和町の障がいのある人を取り巻く環境

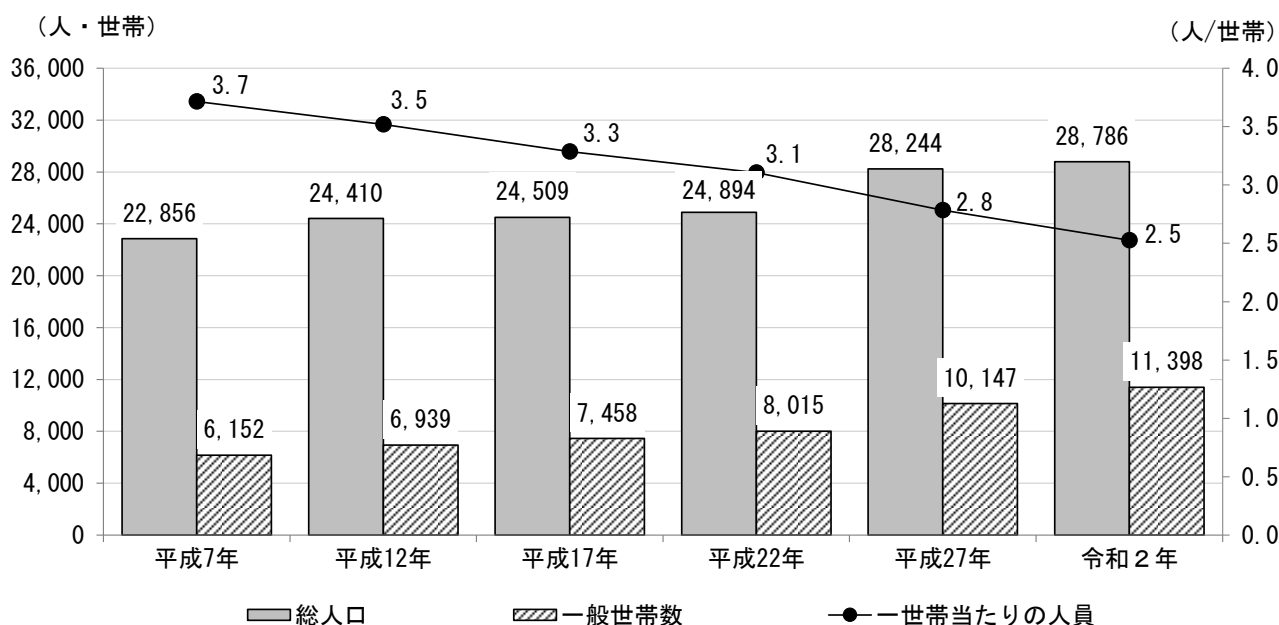
1 大和町の概況

(1) 総人口・世帯数の推移

国勢調査における平成7年(1995)以降の本町の総人口は、増加傾向にあります。令和2年(2020)では28,786人となっており、平成22年(2010)からの10年間で3,892人(15.6%)増加しています。

一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020)の一般世帯数は11,398世帯となっていますが、一世帯当たり人員は2.5人と減少が進んでいます。

図表 総人口・一般世帯数・世帯人員の推移
(平成7年(1995)～令和2年(2020))



(単位：人・世帯)

区分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	22,856	24,410	24,509	24,894	28,244	28,786
15歳未満	4,187	4,179	3,724	3,657	4,274	4,123
15～64歳	14,998	15,857	15,949	16,077	17,602	18,121
65歳以上	3,671	4,374	4,836	5,152	5,952	6,542
一般世帯数	6,152	6,939	7,458	8,015	10,147	11,398
一世帯あたり人員	3.7	3.5	3.3	3.1	2.8	2.5

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

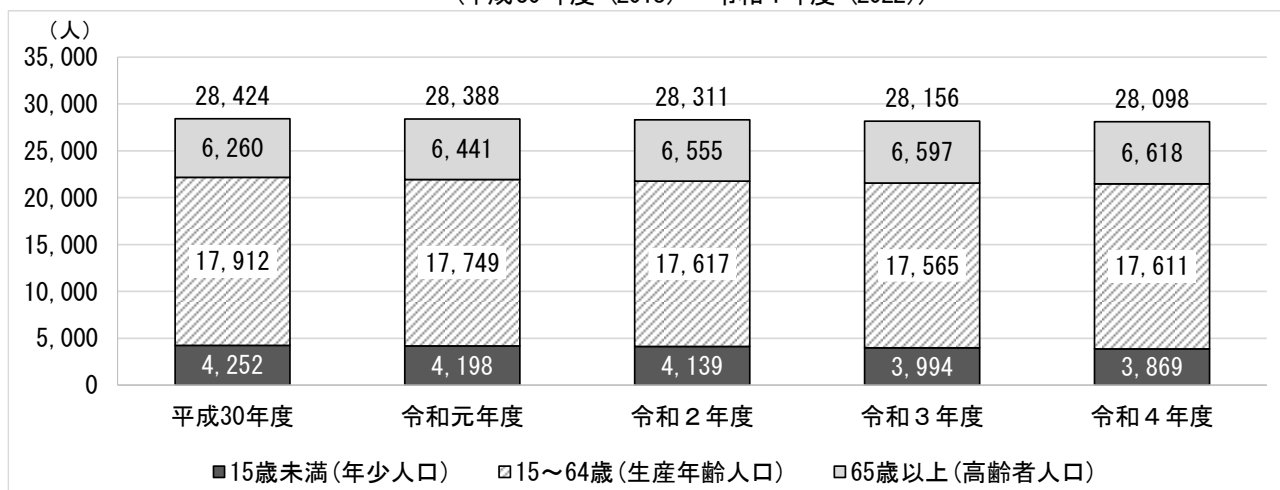
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）

総人口は、平成30年度（2018）以降緩やかに減少傾向が続いており、平成30年度（2018）28,424人から令和4年度（2022）には28,098人へと4年間で326人（1.1%）減少しています。

これを年齢層別でみると、15歳未満（年少人口）では平成30年度（2018）以降減少傾向が続いており、15～64歳（生産年齢人口）では平成30年度（2018）から令和3年度（2021）にかけて減少したものの、令和4年度（2022）には増加しています。その一方で、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向が続いています。

図表 総人口の推移
(平成30年度（2018）～令和4年度（2022）)



(単位：人・%)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	28,424	28,388	28,311	28,156	28,098
15歳未満	4,252	4,198	4,139	3,994	3,869
15～64歳	17,912	17,749	17,617	17,565	17,611
65歳以上	6,260	6,441	6,555	6,597	6,618
高齢化率	22.0	22.7	23.2	23.4	23.6

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 産業構造

国勢調査による本町の産業構造は、第3次産業を中心とした産業構造となっており、令和2年（2020）における就業者数は8,764人、全就業者（14,510人）の60.4%を占めています。平成27年（2015）から令和2年（2020）にかけて、第2次産業のみ増加がみられます。

図表 産業構造（就業人口）の推移
(平成7年（1995）～令和2年（2020）)

(単位：人)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就業者数	11,207	11,869	12,059	11,696	13,990	14,510
第1次産業	1,310	812	841	652	669	630
第2次産業	3,675	4,251	3,736	3,247	4,302	4,806
第3次産業	6,219	6,754	7,444	7,683	8,769	8,764
分類不能	3	52	38	114	250	310

資料：国勢調査

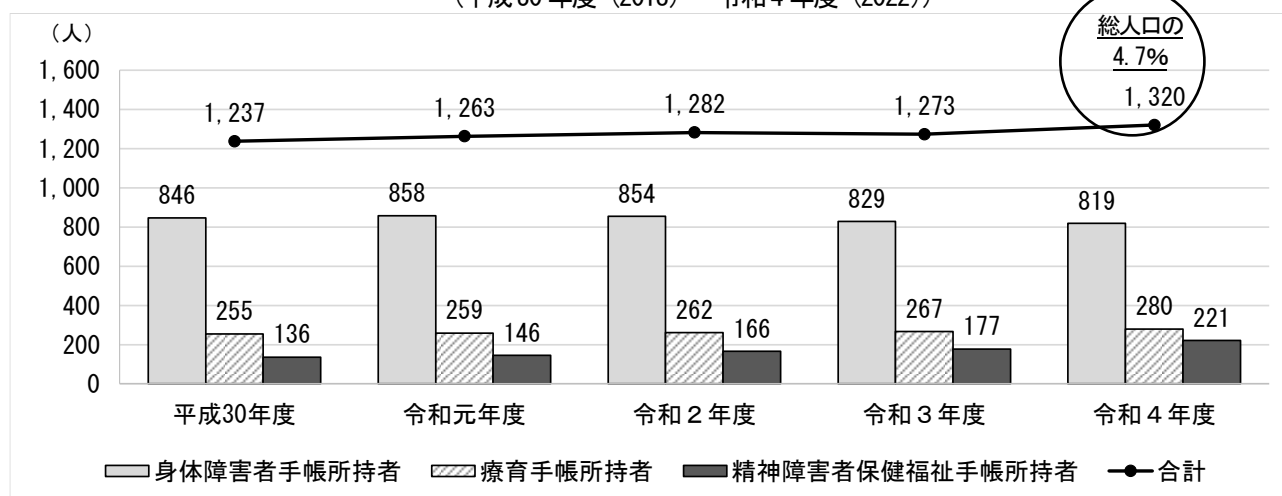
2 大和町の障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障がい者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、年々増加傾向が続いており、令和4年度（2022）には1,320人となっています。

これを手帳の種別でみると、身体障害者手帳の所持者は令和元年度（2019）の858人をピークに減少し、令和4年度（2022）には819人となっています。また、療育手帳所持者は平成30年度（2018）以降増加が続いており、令和4年度（2022）には280人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者も全体として増加傾向がみられ、平成30年度（2018）の136人から令和4年度（2022）には221人へ増加しています。

図表 障害者手帳所持者数の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))



(単位：人)

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合 計	1,237	1,263	1,282	1,273	1,320
身体障害者手帳所持者	846	858	854	829	819
療育手帳所持者	255	259	262	267	280
精神障害者保健福祉 手帳所持者	136	146	166	177	221

資料：町福祉課（各年度3月末現在）

(2) 身体障がいのある人

令和4年度(2022)3月末現在の身体障害者手帳所持者数は819人、本町の障がいのある人の62.0%を占めています。

また、令和4年度(2022)においては、手帳の等級は1級、障がいの種類は肢体不自由が最も多くなっています。

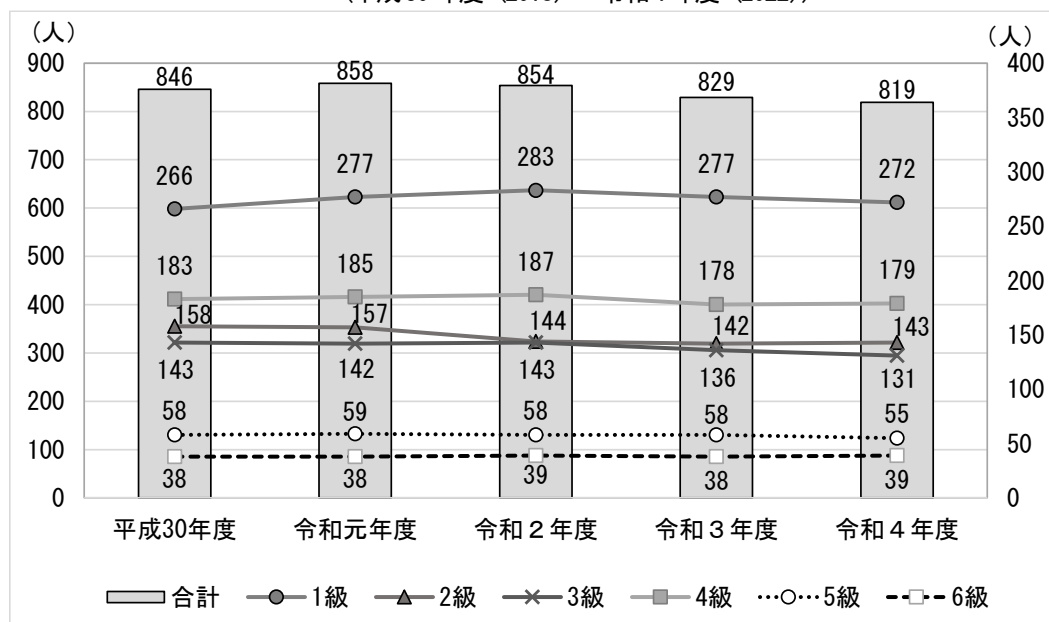
図表 身体障害者手帳所持者数の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))

(単位：人・%)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障がい者・児	846	858	854	829	819
障がい者全体に占める割合	68.4	67.9	66.6	65.1	62.0

資料：町福祉課（各年度3月末現在）

図表 手帳の等級の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))



出典：町福祉課（各年度3月末現在）

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1級	266	277	283	277	272
2級	158	157	144	142	143
3級	143	142	143	136	131
4級	183	185	187	178	179
5級	58	59	58	58	55
6級	38	38	39	38	39

資料：町福祉課（各年3月末現在）

図表 障がいの種類の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
視覚障がい	40	41	39	43	46
聴覚・平衡機能障がい	83	85	89	85	82
音声・言語・そしゃく 機能障がい	10	13	11	9	11
肢体不自由	448	443	426	408	399
内部障がい	265	276	289	284	281

資料：町福祉課（各年3月末現在）

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数による知的障がいのある人の状況は、年々増加しており、令和4年度(2022)3月末日現在の手帳所持者数は280人、本町の障害手帳所持者数の21.2%を占めています。

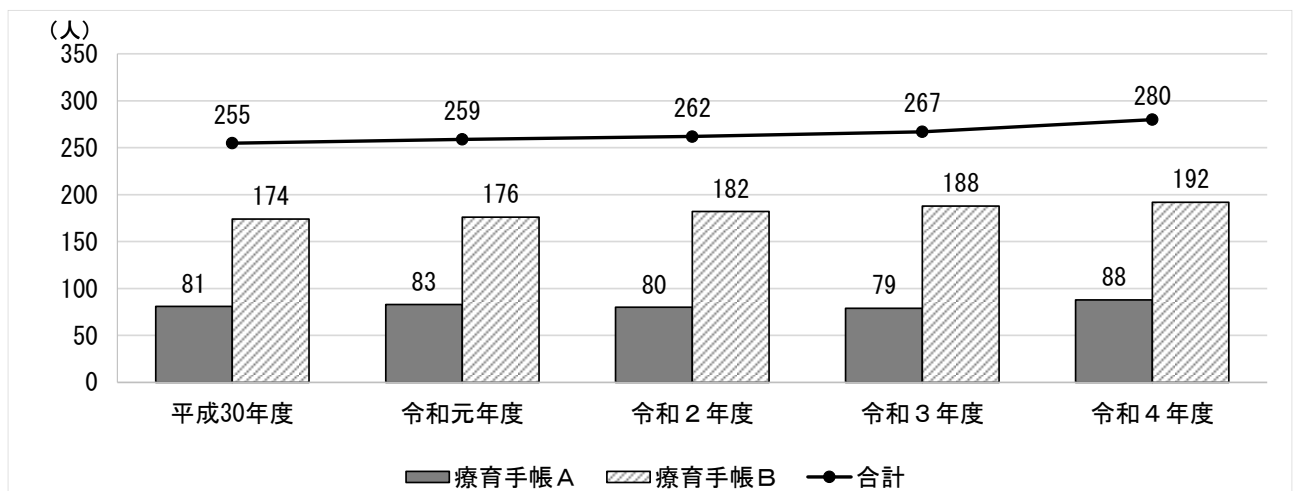
障がい程度別にみると、令和4年度(2022)の判定別では、重度であるA判定の方が88人、B判定の方が192人となっており、A判定は増減を繰り返して推移、B判定は増加傾向となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))

(単位：人・%)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
知的障がい者・児	255	259	262	267	280
障がい者全体に占める割合	20.6	20.5	20.4	21.0	21.2

図表 判定別の推移
(平成30年度(2018)～令和4年度(2022))



(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
A	81	83	80	79	88
B	174	176	182	188	192

資料：町福祉課（各年3月末現在）

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数による精神障がいのある人の状況は、年々増加傾向にあり、令和4年度（2022）3月末日現在の手帳所持者数は221人、本町の障害者手帳所持者数の16.7%を占めています。

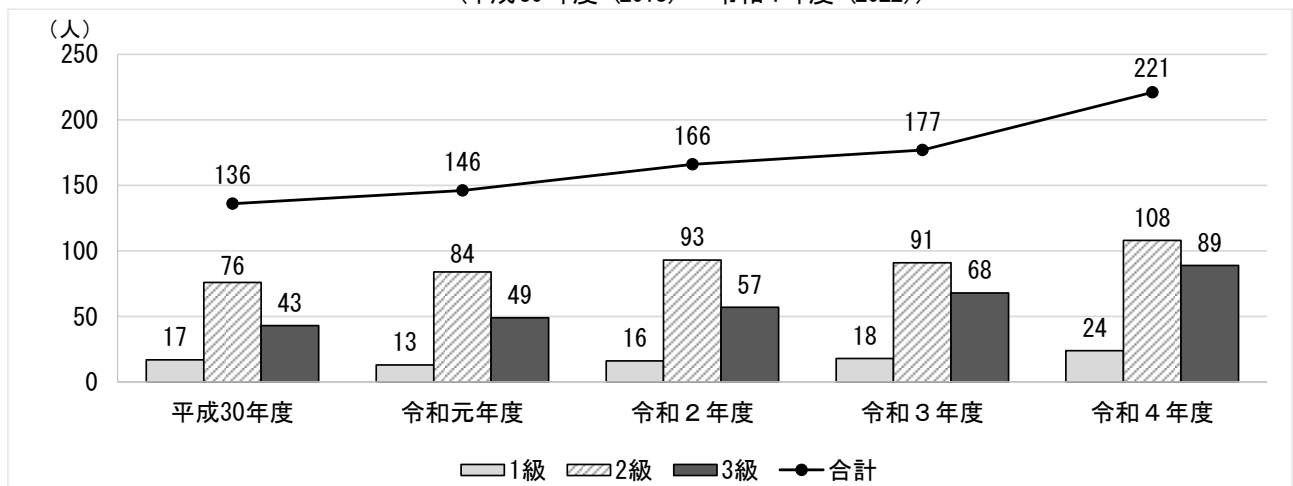
手帳の等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和4年度（2022）では、108人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(平成30年度（2018）～令和4年度（2022）)

(単位：人・%)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障がい者	136	146	166	177	221
障がい者全体に占める割合	11.0	11.6	12.9	13.9	16.7

図表 判定別の推移
(平成30年度（2018）～令和4年度（2022）)



出典：町福祉課（各年度3月末現在）

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1 級	17	13	16	18	24
2 級	76	84	93	91	108
3 級	43	49	57	68	89

自立支援医療（精神通院医療）の認定者数は、平成30年度（2018）から令和2年度（2020）にかけて増加し、令和3年度（2021）に減少したものの、令和4年度（2022）には346人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
(平成30年度（2018）～令和4年度（2022）)

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神通院医療対象者	277	301	333	321	346

資料：町福祉課（各年3月末現在）

(5) 難病等

本町において、特定疾患医療受給者数は180人台で推移し、小児慢性特定疾患医療受給者数は減少傾向となっており、令和4年度（2022）3月末日現在では、それぞれ189人、22人となっています。

図表 特定疾患医療受給者証数・小児慢性特定疾患医療受給者数の推移
（令和2年度（2020）～令和4年度（2022））

（単位：人）

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
特定疾患医療受給者証	182	181	189
小児慢性特定疾患医療受給者	30	25	22

資料：宮城県（各年3月末日現在）

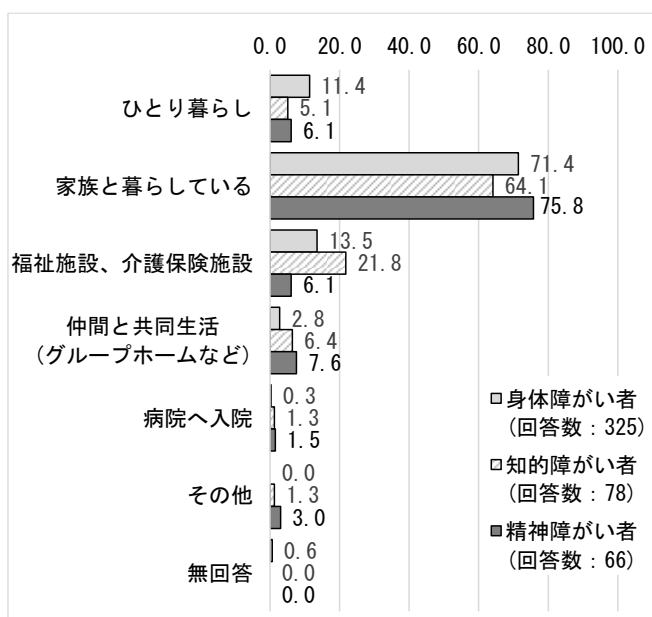
3 アンケート調査にみられる現状

(1) 現在の暮らしの場と今後の生活の場、日中の居場所・生活への満足度について

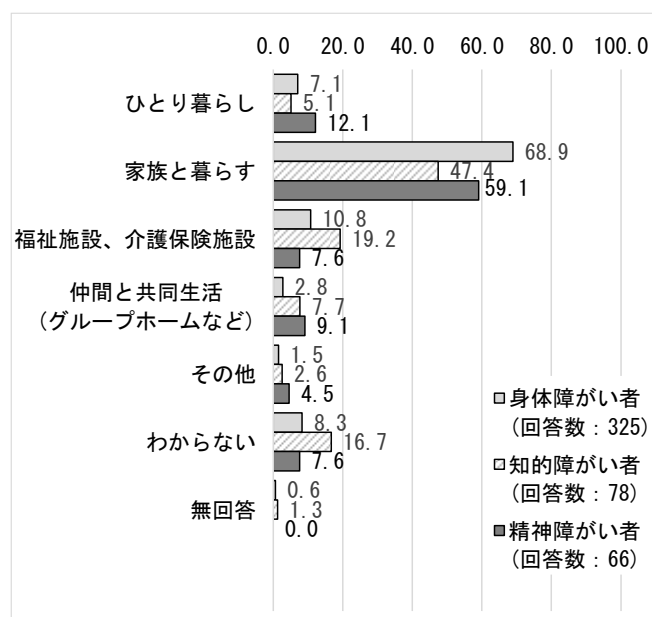
身体・知的・精神障がい別に現在の暮らしの場と今後の生活の場をみると、現在、今後の暮らしともに“家族”との暮らしが最も多くなっています。

また、現在の暮らし方と今後の暮らしの場を比較すると、現在の暮らしの場で今後も暮らしたい意向がみられます。

図表 現在暮らしている場所
(障がい別)

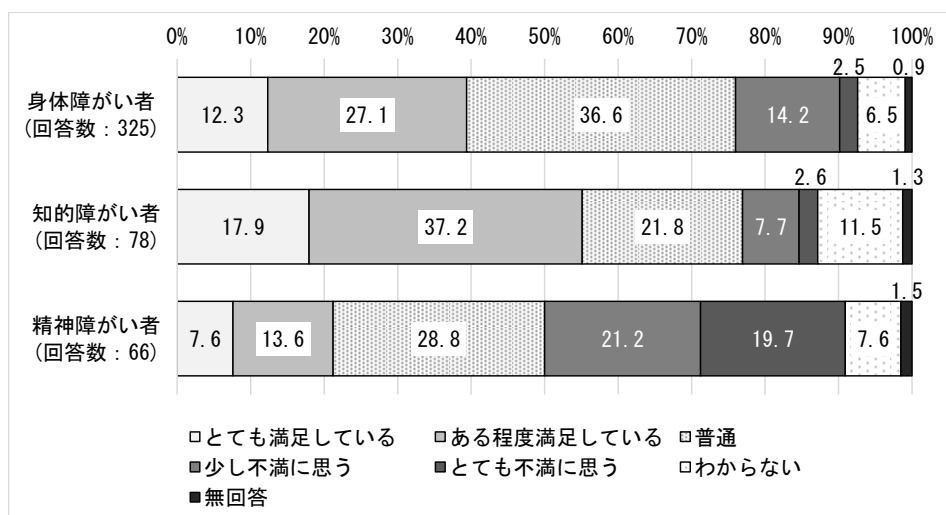


図表 今後の暮らし方
(障がい別)



なお、身体・知的・精神障がい別に生活の満足度をみると、「とても満足している」、「ある程度満足している」を合わせた割合は、身体・知的障がい者で4割弱～5割強、精神障がい者で2割となっています。

図表 生活への満足度
(障がい別)



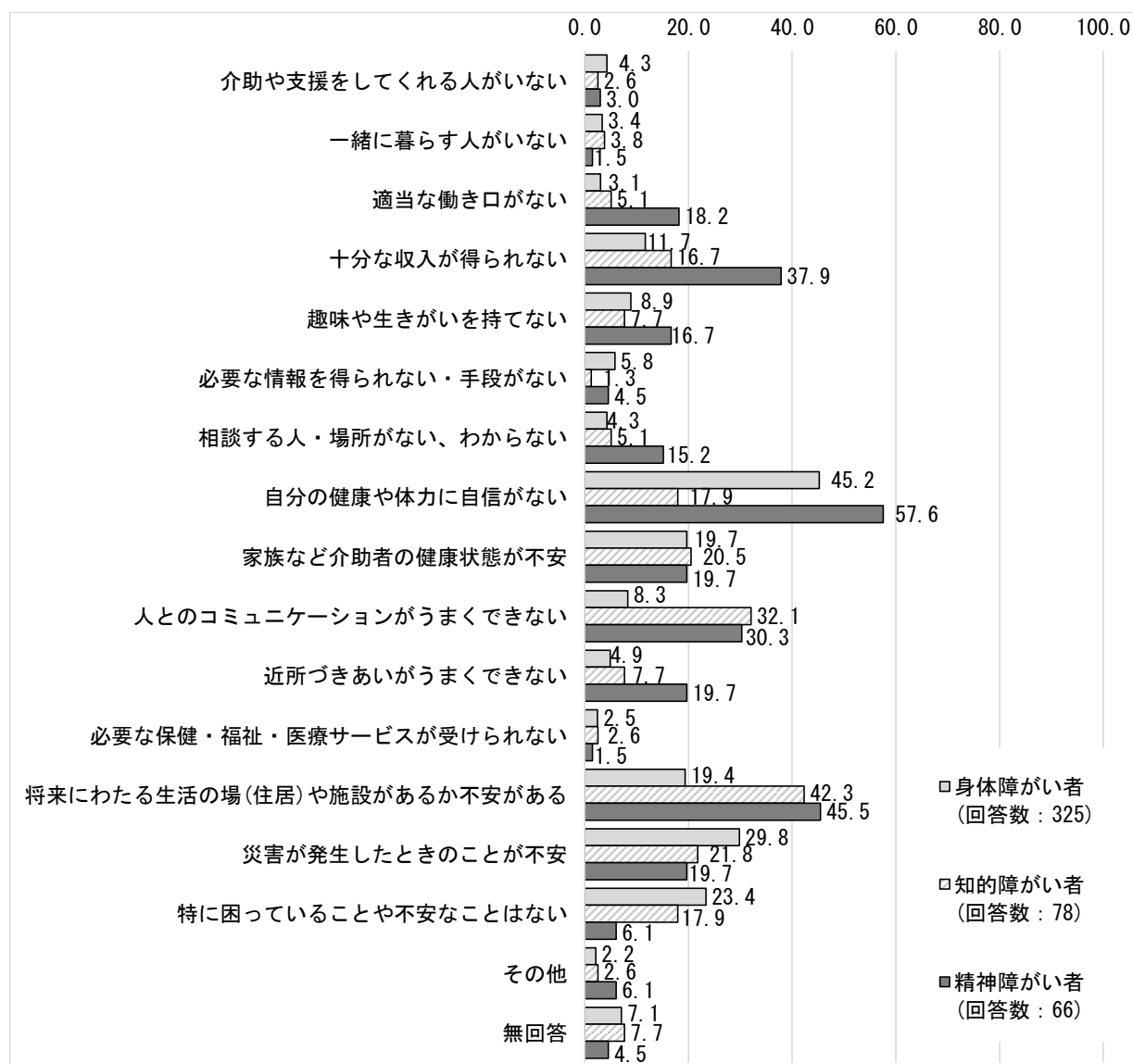
(2) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、各障がいともに自身や家族の健康、将来の居場所、経済的なことを上位に挙げています。

障がい別にみると、“自身や家族の健康”については、身体・精神障がいのある人で上位に挙げているほか、“将来の居場所”については知的障がいのある人、“経済的なこと（収入）”については知的・精神障がいのある人で上位に挙げています。

そのほか、身体障がいのある人では「災害が発生したときのことが不安」、知的・精神障がいのある人では「コミュニケーションがとれない」ことを上位に挙げています。

図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること
(障がい別)



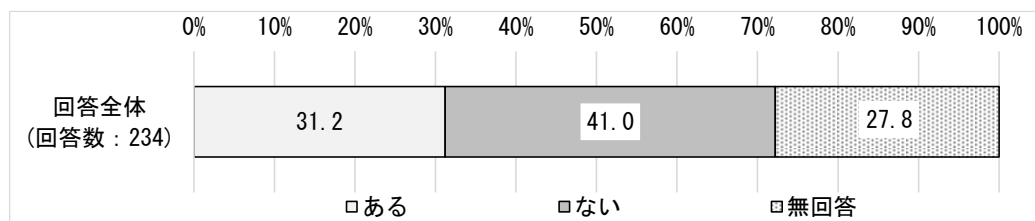
(3) 介護や手助けについて

介護者の状況では、介護や手助けをするうえで、負担に思うことが「ある」と回答した割合は3割(31.2%)を占めています。

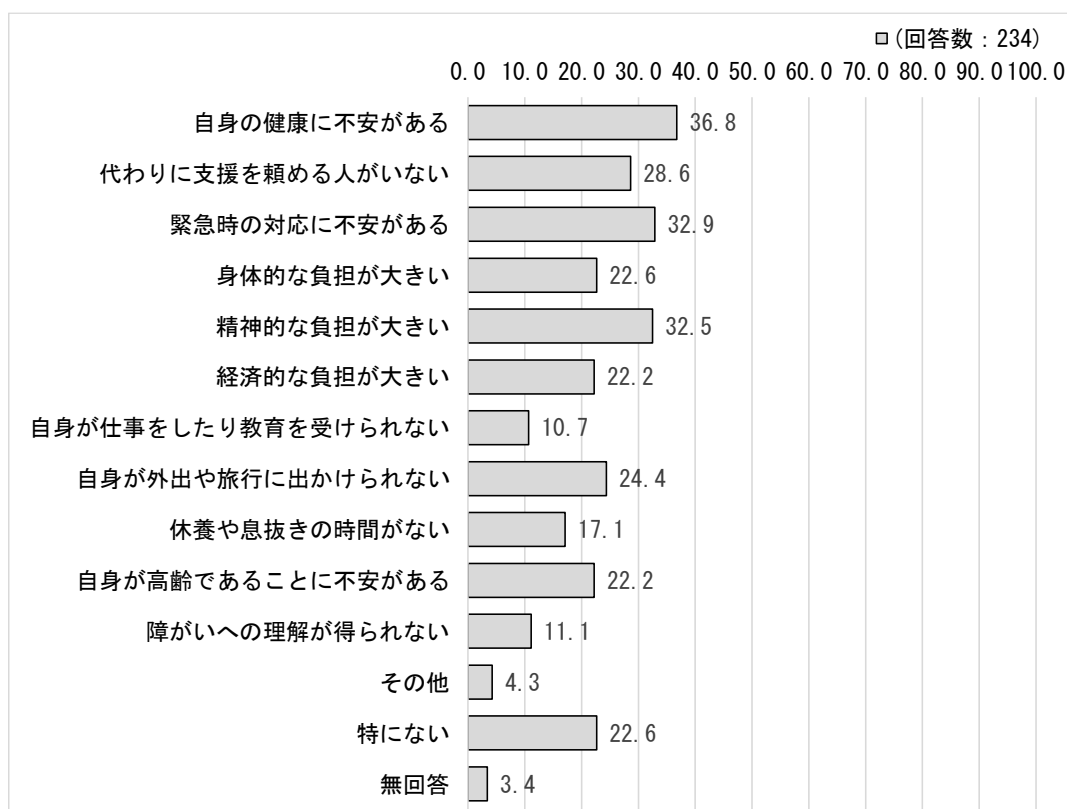
また、介護や手助けについて感じていることでは、“介護者自身の健康”や“緊急時の対応”、“精神的な負担”、“代わりに支援を頼める人がいない”、“身体的な負担”を上位に挙げています。

その他、経済的な負担や介護者自身が高齢であることを不安として挙げる割合がともに22.2%となっています。

図表 介護や手助けをするうえで、負担に思うこと
(回答全体)



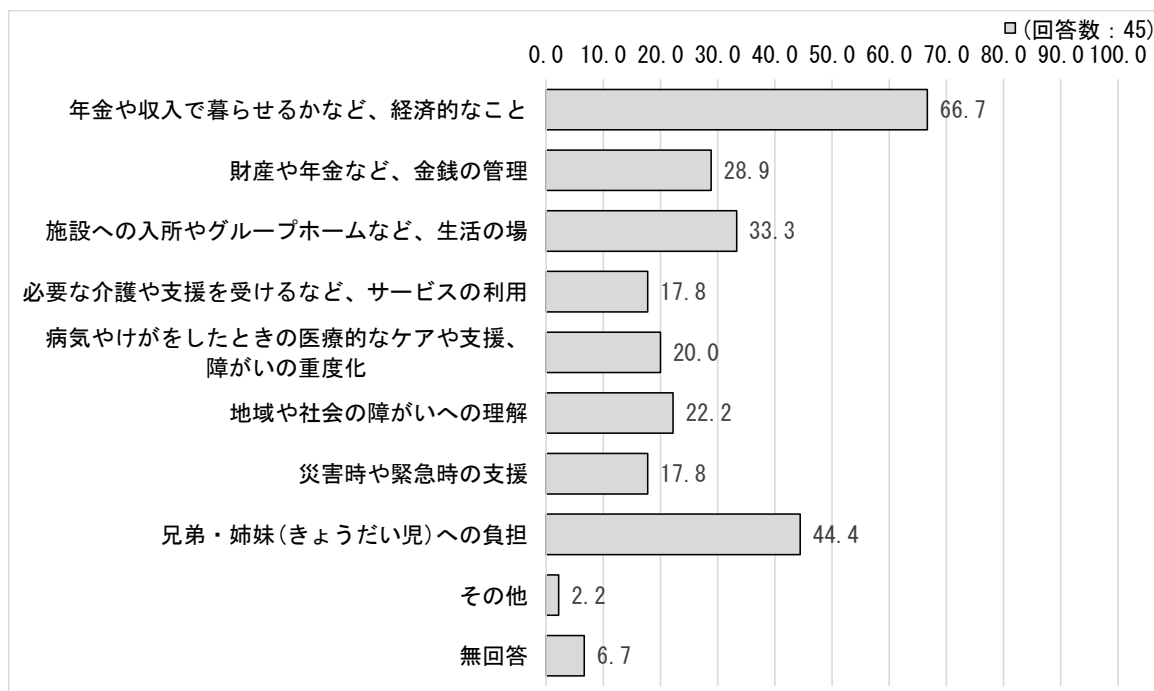
図表 介護や手助けについて、感じていること
(回答全体)



(4) 親亡き後の支援について

家族や親亡き後の将来について不安に思うこととして、「年金や収入で暮らせるかなど、経済的なこと」(66.7%)、「兄弟・姉妹(きょうだい児)への負担」(44.4%)、「施設への入所やグループホームなど、生活の場」(33.3%)が上位に挙がっています。

図表 親亡き後の支援について
(回答全体)

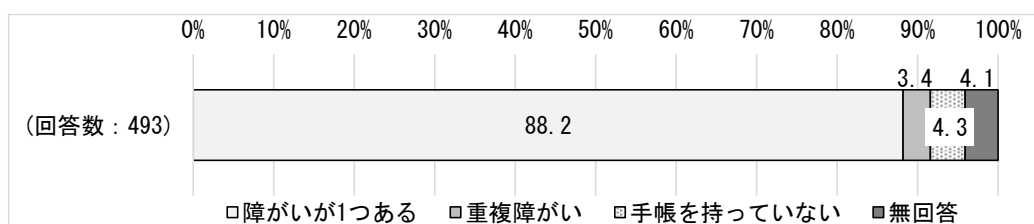


(5) 重複障がいのある人の状況

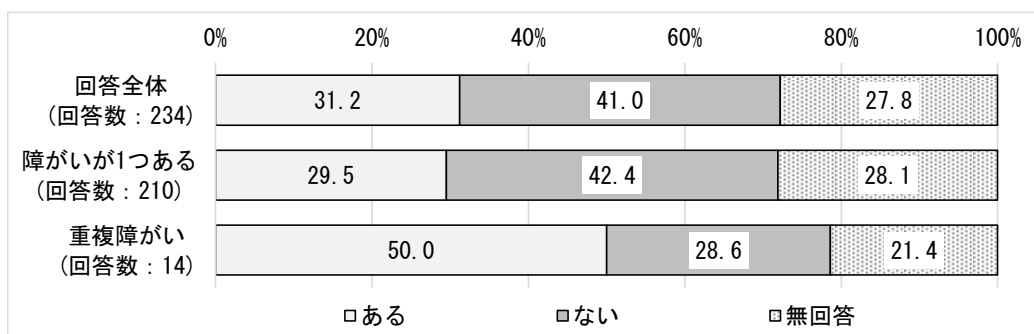
回答のあった障がいのある人のうち、重複障がいのある人は回答全体の3.4%を占め、複数の障がいにより、求められる支援は多岐にわたります。

また、介護する方にとっても負担を感じる割合についても回答全体より高くなっています。

図表 重複障がいについて



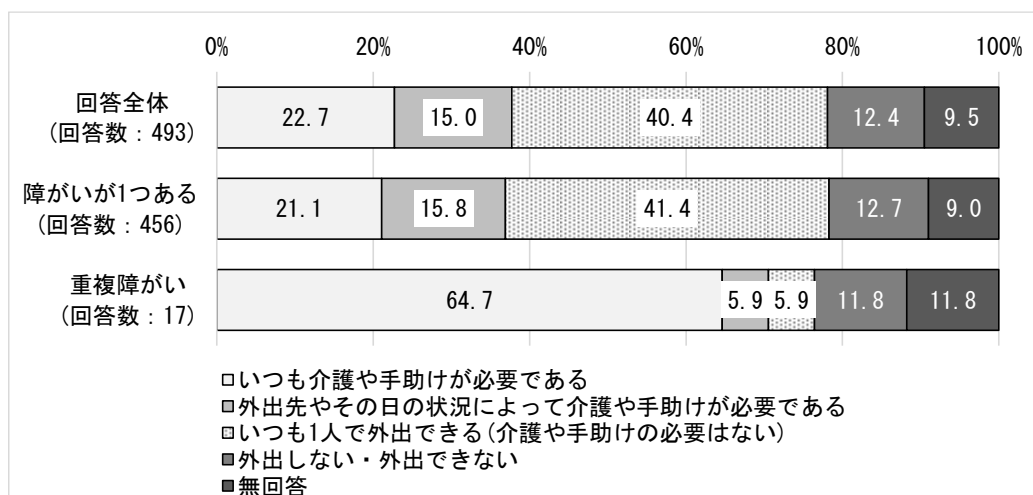
図表 介護や手助けをするうえで、負担に思うこと



本町においては、日常の外出の際の介護や手助けでは、「いつも介護や手助けが必要である」と「外出先やその日の状況によって介護や手助けが必要である」の割合が37.7%となっており、外出時に介護や手助けが必要な方がみられます。

また、家族など介護者の健康状態や将来の生活の場のほか、専門的な治療が身近にないこと、複数の病院に通うことに困っている状況がみられます。

図表 日常の外出の際の介護や手助けについて



図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること（上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=493)	自分の健康や体力 41.4%	災害発生時 26.4%	将来にわたる生活の場(住居)や施設 26.0%
障がい1つ (n=435)	自分の健康や体力 44.4%	災害発生時 26.0%	将来にわたる生活の場(住居)や施設 24.8%
重複障がい (n=17)	家族など介護者の健康状態 将来にわたる生活の場(住居)や施設 ともに52.9%		災害発生時 29.4%

図表 医療やリハビリを受けるときに困っていること（上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=493)	いくつもの病院に通わなければならない 15.8%	医療費の負担が大きい 15.6%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 14.8%
障がい1つ (n=549)	医療費の負担が大きい 17.2%	いくつもの病院に通わなければならない 15.9%	どのようにすれば自分に合った治療を受けられるのかわからない 14.9%
重複障がい (n=41)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 47.1%	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない 35.3%	いくつもの病院に通わなければならない 29.4%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(基本理念)

**障がいのある人もない人も、
分け隔てなく共に暮らせる地域づくり**

本町では、障がいの有無に関わらず、これからも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指しています。この実現のためには、障がいのある人やその家族のみならず、だれもが互いを認め合い、様々な生活課題を見直しながら、暮らしやすいと思える地域づくりを進めていくことが重要です。

この基本的な方向性は受け継ぎながら、理念がより伝わりやすくなるよう表現を変更し、「**障がいのある人もない人も、分け隔てなく共に生きる地域づくり**」を目指すものとします。

〔基本理念〕

**障がいのある人もない人も、
分け隔てなく共に暮らせる地域づくり**

**だれもが尊重しあうこと、
支えあうこと**

**だれもが自らの生き方を
選択できること**

**だれもが安心して、
自立した生活を送れること**

また、基本理念を実現し暮らしやすいと思える地域づくりを進めるために、引き続き次の3つの視点からだれもが安心して、共に暮らせる地域づくりを目指します。

視点1：「だれもが尊重しあうこと、支えあうこと」

障がいのある人もない人も、すべての人が一人ひとり個性を持った人間であることを前提に、お互いを理解し、人権を尊重し、地域で助けあい、支えあう地域づくりを目指します。

視点2：「だれもが自らの生き方を選択できること」

すべての障がいのある人が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、自分の望む「自分らしい生き方」を、主体的に選び、決めることができる地域づくりを目指します。

視点3：「だれもが安心して、自立した生活を送れること」

すべての障がいのある人が、自分の心身の状態を正確に把握し、本人の状況に適した支援を受けながら自立した生活を送れる地域づくりを目指します。

2 計画の視点と課題の整理

基本理念である「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」の実現に向けて、前項に掲げる3つの視点から障がい福祉施策の課題を整理します。

視点1：「だれもが尊重しあうこと、支えあうこと」

〔計画課題の整理〕

- だれもが尊重しあい、支えあうためには、地域の障がいへの理解を深め、差別意識や偏見のない地域社会の形成に努める必要があります。なお、アンケート調査からは、障がいに対する理解が深まったとはいえ、足踏みの状態が続いているといえます。
- 地域で暮らすうえでの様々な障壁を解消し、多様な支援や配慮とともに、支えあいによる取り組みを進め、だれもが安全安心な地域に暮らすことのできる共生の地域づくりを目指していくことが求められます。

〔実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）〕

- 障がいについての正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、障害者差別解消法の趣旨に基づき、生活の様々な場面で障がいのある人が差別や権利を侵害されることのないよう、差別解消や権利擁護の制度の周知を図り、障がいへの理解と配慮のある地域づくりを進めます。
- それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、だれもが役割を持ち、お互いに支えあっていることができる地域共生社会が文化として定着するよう取り組みます。
- 地域での暮らしで感じる様々な「暮らしにくさ」を見直し、ソフト・ハードの両面から障がいに配慮のある安全安心な地域づくりを目指します。

基本目標1：お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

- 1-1：障がいへの理解・配慮の推進
- 1-2：権利擁護の推進、虐待の防止
- 1-3：地域の支えあい活動の推進
- 1-4：暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

視点2：「だれもが自らの生き方を選択できること」

〔計画課題の整理〕

- だれもが自らの生き方を選択できるためには、社会活動へ積極的に参加し、一人ひとりの能力と意思が生かされる自立に向けた基盤づくりが求められます。
- 社会活動への参加、とりわけ「働くこと」については、働きたいと思っている人が仕事に就くことができるよう多様な支援が必要です。
- 子どもたちが様々な選択ができるよう、一人ひとりの成長や教育ニーズに応じたきめ細かな指導を行うことのできる保育・教育環境の充実を図る必要があります。

〔実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）〕

- だれもが社会の一員として活躍できるよう、社会参加の妨げとなる差別の解消や障害者雇用率の趣旨の啓発など、必要な配慮が行われるよう働きかけるなど、雇用環境の向上や職場への定着に取り組みます。
- 外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、地域の中での交流機会の拡充を図るとともに、地域活動をはじめ、多様な社会参加につながる条件整備を進めるなど、機会の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの健全な成長を支援するため、母子保健活動等によるきめ細かな支援とともに、希望すればだれもが地域でともに育ち、学ぶことができる保育・教育環境の充実、利用できるサービスの周知、相談対応の充実を図ります。

基本目標2：自分らしい生き方を選択できる地域づくり

- 2-1：多様な働き方、雇用・就労の促進
- 2-2：子どもたちの成長支援、保育・教育の充実
- 2-3：多様な社会参加につながる機会づくり

視点3：「だれもが安心して、自立した生活を送れること」

〔計画課題の整理〕

- だれもが安心して、自分の心身の状態に応じて自立した生活を送れるためには、「親亡き後」を含め、将来にわたる住まいとともに、障がいの状態やおかれている環境の変化にきめ細かく対応できる相談支援、生活を支えるサービスの充実が不可欠です。
- アンケート調査からも障がいのある人や介護者は、「自らの健康」について不安を抱えています。健康な生活を送るためには、健康診査等によって継続的に健康状態を確認できる体制や適切な治療・リハビリテーションを受けやすい医療環境が必要となります。

〔実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）〕

- 必要な生活支援が適切に受けられるよう、支援やサービスの内容等について多様な手段を活用して周知を図り、安心して利用できる環境づくりを進めます。
- 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業については、サービス提供事業所とともに提供体制を整備し、安定したサービスの供給を行います。
- 障がいのある人とその家族の健やかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療を受けることのできる体制の充実を図ります。

基本目標3：安心して、自分の状態に合わせて暮らせる地域づくり

3-1：情報提供・相談支援の充実

3-2：保健・医療体制の充実

3-3：障がい福祉サービス・生活支援等の整備

基本理念

障がいのある人もない人も、
分け隔てなく共に暮らせる地域づくり

施策体系

基本目標1：お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

1-1：障がいへの理解・配慮の推進

1-2：権利擁護の推進、虐待の防止

1-3：地域の支えあい活動の推進

1-4：暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

基本目標2：自分らしい生き方を選択できる地域づくり

2-1：多様な働き方、雇用・就労の促進

2-2：子どもたちの成長支援、保育・教育の充実

2-3：多様な社会参加につながる機会づくり

基本目標3：安心して、自分の状態に合わせて暮らせる地域づくり

3-1：情報提供・相談支援の充実

3-2：保健・医療体制の充実

3-3：障がい福祉サービス・生活支援等の整備

第4章 障がい者基本計画

基本目標1 お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

施策1-1 障がいへの理解・配慮の推進

1 施策を取り巻く環境

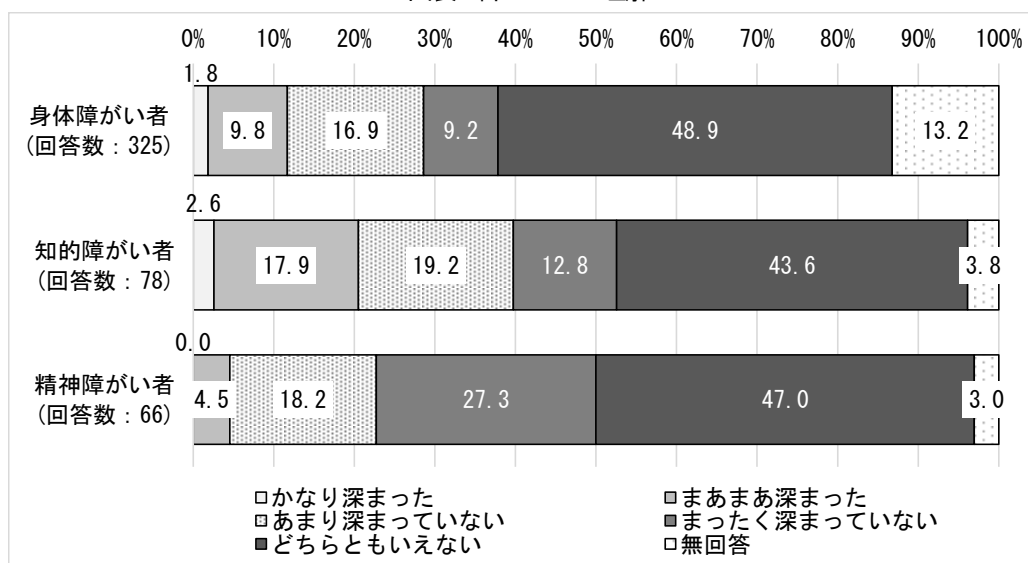
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、住民一人ひとりが障がいや疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があり、徐々に浸透しつつあるものの、様々な場面で啓発が求められます。
- 平成28年(2016)4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいにあわせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務づけられています。これに伴い、町では、「障害を理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」(以下「職員対応要領」とします。)を策定し、合理的配慮に向けて、窓口対応など、職員の障がいへの理解促進に向けた取り組みを継続的に推進しています。

[アンケート調査による意識]

① 障がいへの理解について

- 障がいへの理解について、障がい別で差がみられ、「かなり深まった」、「まあまあ深まった」と回答した割合は、身体障がいの人では1割、知的障がいの人では2割、精神障がいの人では1割未満となっており、引き続き、理解促進への取り組みが求められます。

図表 障がいへの理解



2 施策による取り組み

〔 実施方針 〕

- 障がいや障がいのある人への理解を深め、地域で暮らす人、これから地域での暮らしを望む人に対し、地域での支えあいと理解を持って接する関係を築いていく取り組みを推進します。
- 「職員対応要領」に基づき、社会全体で障がいのある人への差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが実施されるように努めます。

1-1-1：障がいへの理解の促進

家庭や地域、学校、社会などにおいて、あらゆる機会を捉え、子どもから大人に至るまで、町ぐるみで啓発活動に努め、障がいのある人への理解を一層深めていきます。

また、広報や町のホームページ、パンフレット等様々な手法による広報・啓発活動を推進し、行事・講座などの案内や障がいのある人のために活動している団体の様子など、情報の収集・広報に努め、障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

1-1-2：福祉教育の充実

障がい及び障がいのある人に対する住民の理解の促進と、地域共生社会などについて学ぶ機会を増やし、幼少期からの教育を積極的に推進します。

学校や幼稚園、保育所での福祉教育については、今後も、障がいのある人のおかれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深め、一人ひとりの「豊かなところ」を育む福祉教育を展開します。

各種社会教育の講座等において、差別解消や障がいへの理解につながるテーマをとり上げ、住民に対して啓発を行います。また、ニュースポーツ等の研修会を今後も継続していくよう努めます。

1-1-3：差別解消に向けた取り組みの推進

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、事業者や住民にも広く周知し、社会全体で障がいに対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるよう努めます。

また、地域における障がいのある人への差別に関する相談体制の充実や広報ホームページ等を活用した啓発の充実に努めます。

1-1-4：町職員及び関係機関等における合理的配慮の推進

「職員対応要領」に基づき、各課と連携をとりながら、すべての職員が障がいに対する理解をより一層深めるため、関係機関が行う研修会に積極的に参加し、職員の意識向上を図ります。

特にサービス提供事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に努めます。

また、障がい者活躍推進計画の目標達成に向けて、障がいのある職員も働きやすい職場内の環境づくりに取り組みます。

施策 1-2 権利擁護の推進、虐待の防止

1 施策を取り巻く環境

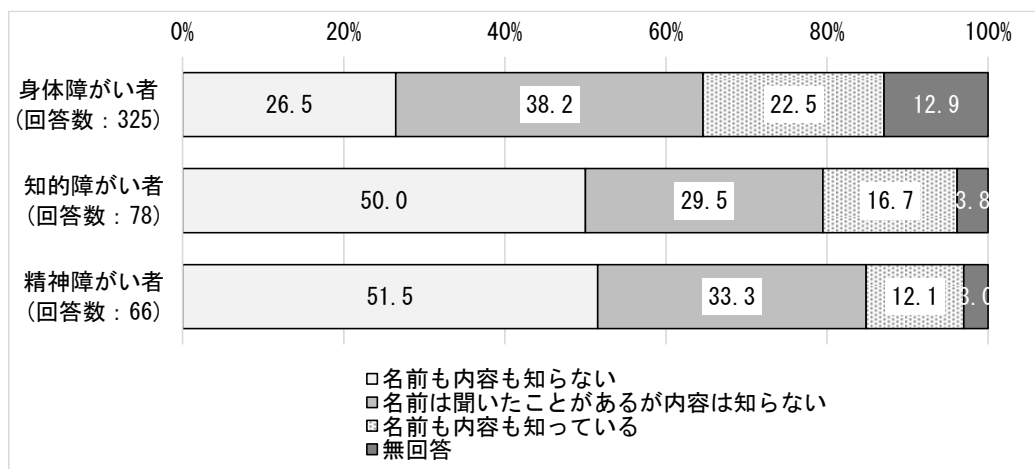
- 判断能力が十分でない障がいのある人が人権や財産に対する侵害を受けることのないよう、早い段階で成年後見制度をはじめとする権利擁護の周知を図るなど、障がいのある人の権利擁護の充実を図る必要があります。
- 今後は高齢化の進行に伴う成年後見制度利用の増加が想定されるなど、引き続き制度の周知が求められます。
- 虐待については、町や関係機関、福祉施設等が連携し、虐待防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護等に引き続き取り組んでいく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 成年後見制度の認知状況

- 成年後見制度の認知状況をみると、知的障がいのある人の 50.0%、精神障がいのある人の 51.5%が「名前も内容も知らない」と回答しており、引き続き制度の周知が必要です。

図表 成年後見制度の認知状況



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 判断能力が十分でない障がいのある人に対し、成年後見制度の周知や町長による家庭裁判所への手続き申し立て制度の利用促進などを図るとともに、町社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の防止に向けた通報義務の周知や早期発見、対応に向けた体制づくりに努めます。

1-2-1：権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がいのある人の権利と財産を守るために、本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援を通じて、自己選択や決定を保障する意義や成年後見制度等の権利擁護に関することや日常生活自立支援事業の普及を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用に努めます。

① 成年後見制度

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。

② 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

1-2-2：虐待防止対策の推進

障がいのある人への虐待を防止するため、住民へ「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容、通報義務等について周知を図り、早期発見につなげます。

また、町では虐待防止対策地域連絡協議会を設置し、虐待防止対策を推進するとともに、虐待事例が発生した場合には、「大和町虐待防止対策に関する手引き」に基づき、養護者による場合、障害者施設従事者等による場合、使用者による場合等に応じて、関係機関等と連携し、適切に対応します。

そのほか、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止に向けて、サービス提供事業所に対し、適切な指導を行います。

施策 1-3 地域の支えあい活動の推進

1 施策を取り巻く環境

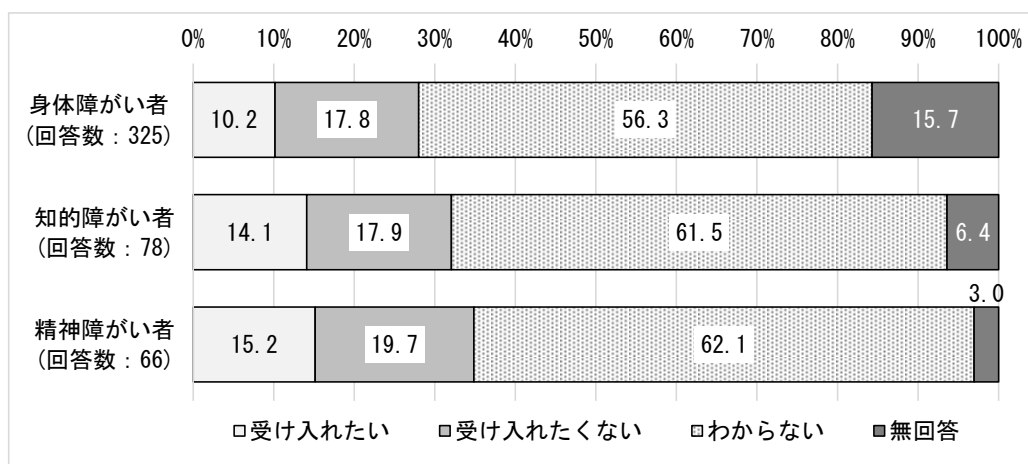
- 障がいのある人を理解し、地域で支えあえる地域づくりに向けては、地域で活動する民生委員・児童委員や関係機関と連携し、障がいのある人が安心して生活するための活動の場、また地域住民と交流できる集いの場を創出するなどの地域社会づくりが求められます。
- 地域住民が「我が事」として主体的に取り組む地域共生社会の形成に向けて地域の支えあい活動が活発になるよう、担い手となるボランティア人材の育成、活動への支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

① ボランティアの受け入れ

- 支援の受け入れについて、「受け入れたい」割合が各障がいで1割～1割強となっているなど、支援が必要な側にも迷いやためらいがあるようです。こうした垣根を取り除き、お互いをつなぐ仕組みを構築していくことが、日常的な交流の創出、共生社会の実現に近づく具体的な方法の1つと考えられます。

図表 ボランティアの受け入れ



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいの有無に関わらず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる共生社会の形成を目指します。
- 地域での支えあい活動を通じてお互いを認め、尊重しあう地域づくりを進めます。
- 地域福祉の推進とともに、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりに取り組みます。

1-3-1：地域福祉の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、町社会福祉協議会と連携し、ともに支えあう意識の醸成や活動の活性化に努め、地域生活での困りごとについて住民・地域・町・関係機関が相互に関わりながら、住民主体による課題解決力強化・体制づくりに取り組みます。

また、すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の形成に向けて取り組みます。

1-3-2：多様な交流機会の創出

世代間交流、特別支援学級との交流のほか、サービス提供事業所による地域との交流等、多様な交流を実施することにより、障がいのある人は社会性を育み、地域住民においては障がいの理解につながる機会を創出します。また、特別支援学級や特別支援学校に通う児童との交流教育を推進し、インクルーシブ教育の充実に努めます。

1-3-3：ボランティア活動の推進

研修会等を開催することで住民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、地域でともに支えあう社会の形成を目指します。

また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加できるよう支援します。

1-3-4：障がい者団体（当事者団体）の活性化

障がい者団体は、障がいのある人や家族の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も加入を促進するとともに、障がい種別を越えた交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、こうした機会を通じて、障がいのある人同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みや迷いを互いに解消する機会となるよう、場の提供や情報の共有に努めます。

1-3-5：ヘルプカードの活用検討

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」について積極的に周知を図るとともに、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障がいのある人が、周囲に支援を求める手段として活用されるよう「ヘルプカード」の普及に向けて検討を進めます。

施策 1-4 暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

1 施策を取り巻く環境

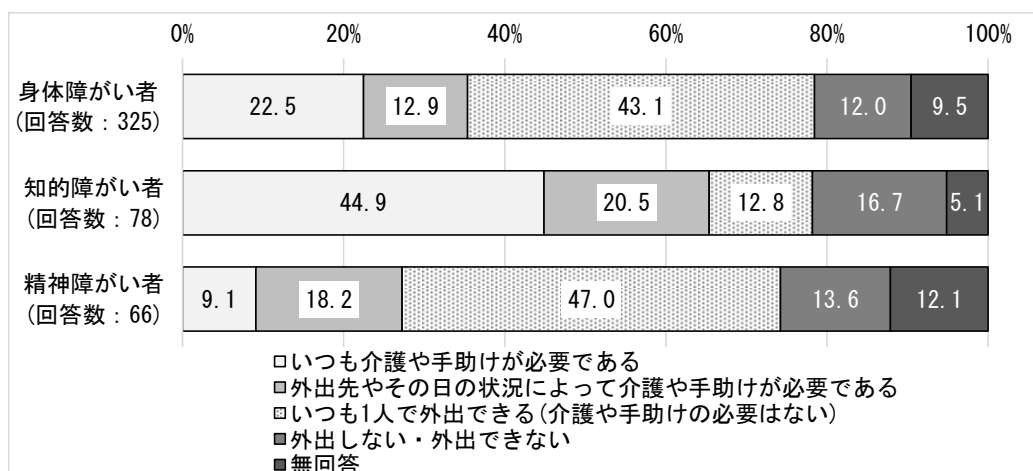
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、移動手段や障がい特性に応じた住まい、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。
- 日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要であり、情報伝達や避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障がいに配慮した支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

① 外出時の手助け・外出するときに困っていること

- 外出の際の介護や手助けについては、知的障がいのある人の介護や手助けが必要な割合が特に高くなっています。
- 外出するときに困っていることでは、「トイレの利用」、「歩道・通路の段差・障害物」を共通して上位に挙げています。知的障がいのある人では「周りの人に手助けを頼みにくい」の回答もみられます。

図表 外出での手助け



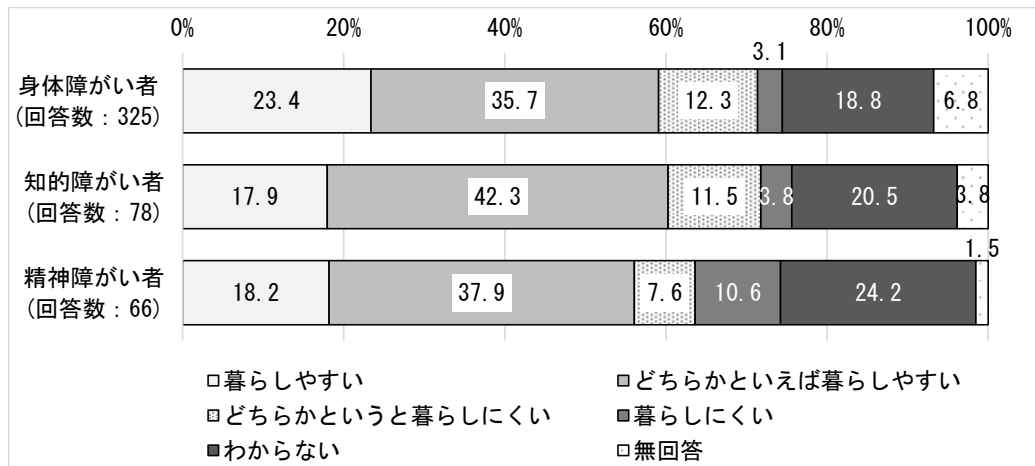
図表 外出するときに困っていること（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 (回答数：406)	歩道・通路の段差・障害物 52.2%	建物の階段や段差 45.2%	トイレの利用 35.7%
知的障がい者 (回答数：91)	トイレの利用 39.2%	緊急時の対応 33.3%	歩道・通路の段差・障害物 周りの人に手助けを頼みにくい ともに 27.5%
精神障がい者 (回答数：62)	周囲の目が気になる 44.4%	トイレの利用 27.8%	その他 22.2%

② 地域の暮らしやすさ

- 地域の暮らしやすさでは、「とても暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」を合わせた“地域の暮らしやすさ”の割合は5～6割を占めており、今後も障がい特性に応じた支援ニーズを把握しながら、暮らしやすい生活基盤の整備を図っていく必要があります。

図表 地域の暮らしやすさ



③ 災害時に避難所などで困りそうなこと

- 災害時に避難所などで困りそうなことについては、身体・精神障がいのある人では「薬や医療」、知的障がいのある人では「コミュニケーション」を最上位に挙げています。

図表 災害時に避難所などで困りそうなこと（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 (回答数：406)	薬や医療 54.8%	トイレ 51.1%	プライバシーの保護 28.9%
知的障がい者 (回答数：91)	コミュニケーション 53.8%	トイレ 46.2%	薬や医療 43.6%
精神障がい者 (回答数：62)	薬や医療 68.2%	トイレ 47.0%	プライバシーの保護 コミュニケーション ともに40.9%

2 施策による取り組み

〔実施方針〕

- 物理的なバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす障がいのある人やこれから地域で暮らそうとする障がいのある人が「暮らしやすい」と思える生活環境や利便性の向上に取り組みます。
- 様々な危険や不安から障がいのある人を守るよう、地域の安全対策を推進するほか、近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害や万が一の緊急時への備えとともに、障がいの有無に関わらず、安全安心な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

1-4-1：移動手段の確保・負担の軽減

障がいのある人の行動範囲を広げられるよう、各種交通機関における運賃等の割引や町民バスやデマンドタクシーの無料化、福祉タクシー助成事業として、タクシー利用料の一部を助成するなど、様々な移動支援等によって、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

また、自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費助成事業により、社会参加や就業を促進します。

1-4-2：住環境の整備・住まいの確保

障がいのある人の地域生活を支えるため、一般住宅の改修費用の助成等を通じて生活環境や利便性の向上に努め、「暮らしやすさ」を実感できる取り組みを進めます。

また、関係機関やサービス提供事業所等と協力し、共同生活援助（グループホーム）といった地域で居住する場が確保されるよう取り組むほか、住宅に困窮する障がいのある人等に対して、情報提供に努めます。

1-4-3：地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくよう継続して検討を図ります。

また、事業の課題点を整理し、地域生活支援拠点がより充実したものになるよう富谷市・黒川圏域町村・各関係機関と検討を進めます。

1-4-4：災害時における支援対策の充実

災害時に支援が必要と考えられる障がいのある人を含む「要配慮者」の把握に努め、災害時避難行動要支援者の名簿を作成して適正に管理するほか、今後は避難行動要支援者の個々の台帳作成を進め、個々の状況に応じた避難支援体制の構築を進めます。

また、日常の延長線上で災害時の支援策が図れるよう、聴覚障がいのある人に対し、防災行政無線、個別受信機（文字表示付）の設置を行っておりますが、さらに地域としての支援体制づくりを検討し、適切な支援につなげます。

さらに、すでに指定されている福祉避難所について、対象となる方を中心に設置位置と仕組みを周知します。

1-4-5：生活安全対策の推進

障がいのある人が、安全に安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、各種関連団体等との連携による防火対策、交通安全・悪質商法対策など、障がいの内容に配慮しながら安全な暮らしに必要な情報の提供、相談等を行うとともに、知識の普及・啓発に取り組みます。

また、関連する機器や制度を導入したときは、速やかに情報提供等を行います。

1-4-6：公共施設等のバリアフリー化

不特定多数の人が利用する公共施設等においては、だれもが利用しやすい施設づくりを目標とし、新築や改修の機会に「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」による整備に努めます。

1-4-7：道路・交通施設の整備

安全性のある道路整備に努め、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックなどについて、緊急性、重要性を考慮し、計画的に整備します。

また、道路において障害物となっている広告物などの撤去や改善等についての指導を強化します。

1-4-8：福祉のまちづくりの推進

障がい福祉施策やまちづくりに関して、障がいのある人や住民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう、相談時のニーズの聞き取りやパブリックコメントなど広聴活動の充実に努めます。

基本目標2 自分らしい生き方を選択できる地域づくり

施策2-1 多様な働き方、雇用・就労の促進

1 施策を取り巻く環境

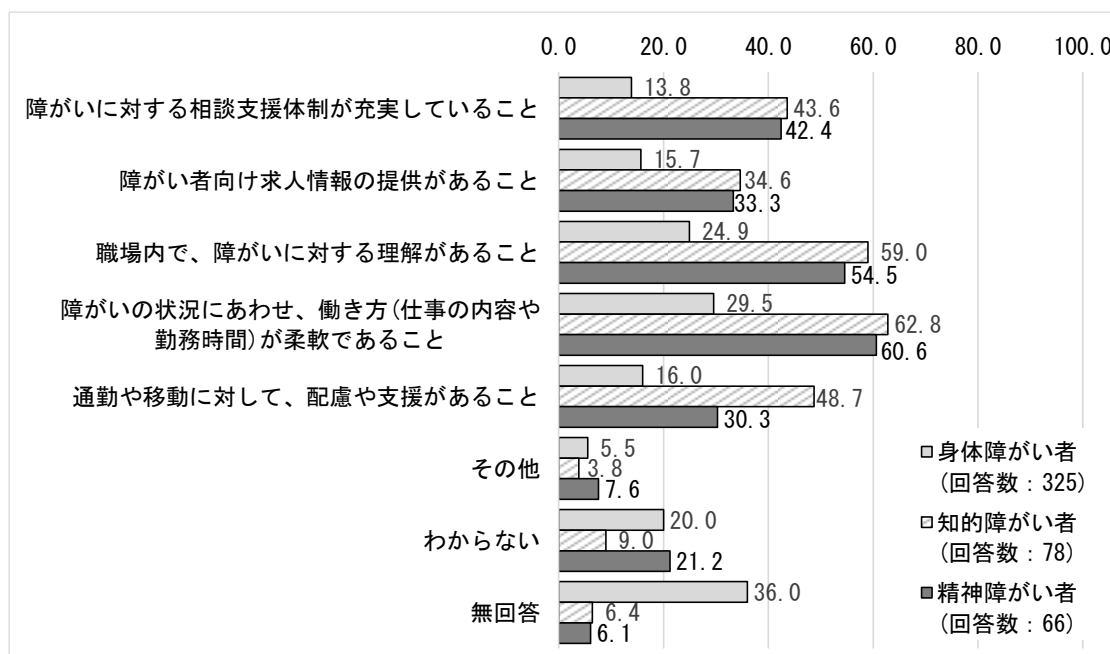
- 障がいのある人に向けた雇用・就労への取り組みについては、町、基幹相談事業所、障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センターと連携し、雇用支援を行っています。しかし、令和2年（2020）以降のコロナ禍において、活動は停滞しており、雇用支援の再活性化に取り組む必要があります。
- 雇用状況は社会経済の影響等により依然として厳しい状況にあり、コロナ禍において、さらに停滞気味となっています。今後も企業等に対する障がいのある人の雇用や職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着支援等、就業機会の拡大を図っていく必要があります。
- 町においては障害者就労支援施設に対し、優先的にサービスや物品の調達をすることを推進しており、その成果は着実に増加しています。

[アンケート調査による意識]

① 仕事をするために必要な配慮について

- 仕事をするために必要な配慮については、各障がい種別で「障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること」、「職場内で、障がいに対する理解があること」を上位に挙げています。

図表 仕事をするために必要な配慮について



2 施策による取り組み

〔実施方針〕

- 障がいのある人の自立した暮らしを確立するため、生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう、事業主等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取り組みを推進します。
- 重度の障がいがあっても働く機会や社会参加の機会を得ることができるよう、「福祉的就労」の確保等、多様な働き方につながる支援を行います。

2-1-1：総合的な就労移行支援・職場定着支援の実施

就労移行支援をはじめ、国や県による支援の活用、就労体験機会等によって、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

また、就労に結びついた場合でも継続して働くことが難しい状況が見受けられるため、就労後も継続して働くことができるよう、障がい者雇用に関わる制度や合理的配慮、施策情報の周知など、職場定着と事業所の理解促進に取り組みます。

そのほか、県が推進する農福連携等についても視野に入れた検討を進めます。

2-1-2：福祉的就労の確保

一般就労が困難な障がいのある人の働く場、日中活動の場となる福祉的就労の場や地域活動支援センターでの活動の場を確保するとともに、こうした日中活動を通じて、一般就労への移行を希望する方の就労移行についての支援を行います。

また、町が発注する物品及び役務について、全庁的に障害者就労施設等からの調達の推進等を図ります。

2-1-3：県及び関係機関との連携による障がい者雇用の促進

障害福祉サービス等による就労支援に加え、職能開発・雇用支援に関する情報提供、就労を希望している人への職場適応援助者（ジョブコーチ）や職業相談・指導等、国、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター わ〜く等と連携し、障がいのある人の雇用促進を図ります。

また、これらの取り組みについては、自立支援協議会で定期的に開催している「就労支援ネットワーク会」において、情報交換や事例共有を行うとともに、事業所・企業と就労支援機関との連携の充実を図ります。

施策2-2 子どもたちの成長支援、保育・教育の充実

1 施策を取り巻く環境

- 障がいのある子どもや心身の発達に偏りや心配のある子どもについては、対象となる子どもとその保護者に対し、支援が必要な状態を早期に把握し、ライフステージに応じた切れ目のない保健、医療、療育、教育、生活支援等が連携した取り組みが求められます。
- 町内では、令和5年度（2023）現在、小学校では59人、中学校では27人が特別支援学級に通っており、障がい児保育を実施している保育所（園）は3か所となっています。今後も住み慣れた地域で、ともに育ち、学ぶことのできるよう、保育・教育の場での障がいに関する専門性の向上と理解促進に向けた取り組みなどが求められます。

図表 特別支援学級数・児童数

（単位：校・学級・人）

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	6	6	6	5	5	5
特別支援学級数	13	18	16	14	14	18
特別支援学級児童数	47	50	54	47	44	59
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2	2
学級数	5	4	3	6	6	6
生徒数	20	15	15	21	25	27
保育所（園）						
障がい児保育実施か所	4	4	4	3	3	3

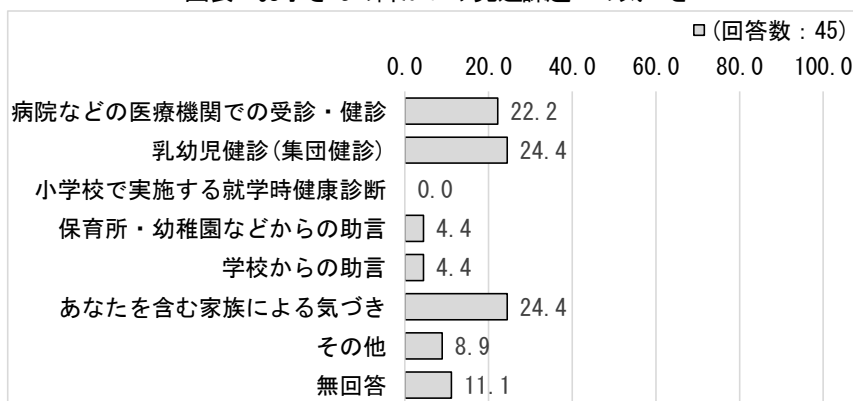
資料：大和町

[アンケート調査による意識]

① お子さんの障がいや発達課題への気づき

- お子さんの障がいや発達課題などに気づいたきっかけとしては、「乳幼児健診（集団健診）」と「あなたを含む家族による気づき」を最上位に挙げています。

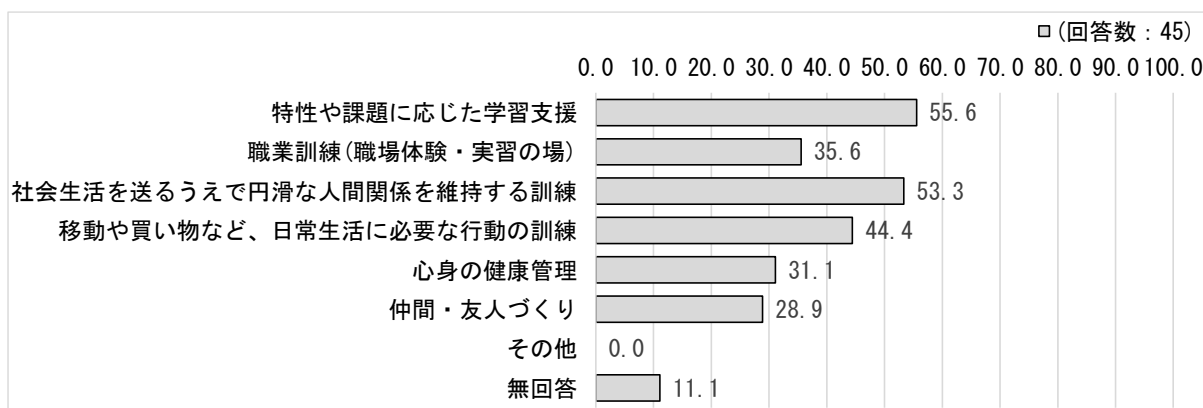
図表 お子さんの障がいや発達課題への気づき



② 学齢期に必要なと思う支援について

- 学齢期に必要なと思う支援については、「特性や課題に応じた学習支援」、「社会生活を送るうえで円滑な人間関係を維持する訓練」、「移動や買い物など、日常生活に必要な行動の訓練」を上位に挙げています。

図表 学齢期に必要なと思う支援について



2 施策による取り組み

〔実施方針〕

- 障がいのある子どもが将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援につなげ、子どもたちの発達や成長を支援します。
- 支援を必要とする児童生徒や保護者に対し、障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択などの就学支援、障がい特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。

2-2-1：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査、指導等を適切に実施し、「気になる」段階からの障がいの早期発見・療育ができるよう、母子保健事業の充実に努めます。

また、健康診査等で発見された障がいの可能性や配慮の必要な児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

2-2-2：障がい児保育

保育が必要な障がいのある子どもを受け入れ、集団保育を行うことで、未就学児の健全育成を支援します。

今後も積極的に受け入れを行うとともに、保健師や専門機関との連携を図り、健全育成に努めます。また、その子の特性（障がいの程度）に合わせた保育サービスを提供できるように、関係機関の協力を得ながら、保育の質の向上に努めます。

2-2-3：医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ケアの必要な障がいのある子ども（人工呼吸器の装着、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下、「医療的ケア児」とします。））が、必要なサービス等を利用できるよう体制の整備に努めるとともに、情報収集・課題抽出を行い、具体的な施策等について検討します。

また、地域自立支援協議会とともに医療型児童発達支援及び重度障がい児を対象とした放課後等デイサービスの事業所の確保について検討します。

2-2-4：就学・教育についての相談の実施

教育相談、巡回相談等を実施し、就学前の発達面に遅れや障がいの疑いのある子どもを持つ保護者との意思疎通を図ります。

相談では、保護者へ専門的な情報を提供するとともに、相談結果をもとに適切な就学について助言を行います。

また、学校訪問や保育所・幼稚園・小学校との連携による切れ目のない支援に努め、保護者の就学に向けた不安の解消を図ります。

2-2-5：特別支援教育の推進

障がいのある子どもが適切な指導や支援が受けられるよう、通級による指導の充実や特別支援員の配置などにより、一人ひとりが将来自立した生活を送れるよう、特別支援教育を推進します。

2-2-6：学校教育の充実

障がいのある子どもが、個人の持つ可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、学校教育を通じて、その基礎となる知識や経験を育む教育内容の充実に努めます。

さらに、学校が豊かな人間形成の場となり、障がいのある子どもに対する差別や偏見につながらないよう、子どもの状況に応じたきめ細かな教育を推進します。また、各校に特別支援教育コーディネーターを配置し支援体制を充実するとともに、コーディネーターの研修等を充実させ資質の向上に努めます。

2-2-7：学校との連携の強化

学校教育を修了した後、また施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるよう、サービス提供事業所等との連携を強化し、障がいのある子どもが本人の希望に添った、適切な職業を選び就職できるよう支援します。

2-2-8 : 切れ目のない支援体制の構築

児童発達支援センターと連携し、地域全体での支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援などの関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進に努めます。

また、支援や配慮の必要な子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることができるよう、サポートファイル等の活用について検討を進めます。

2-2-9 : 発達障がいのある子どもへの支援

発達障がいのある子どもの子育て経験のある親が、その経験を活かし、子どもの発達障がいの診断を受けて間もない親などの相談・助言を行うペアレントメンターを育成する研修会を県が実施しており、本町では現在1名の方がペアレントメンターになっています。

今後も県の実施するペアレントメンターの養成、資質向上の機会を捉えて、町内での活動機会や発達障がいのある子どもを抱えている保護者との交流機会が広がるよう努めるとともに、交流機会の場の設置について検討します。

施策2-3 多様な社会参加につながる機会づくり

1 施策を取り巻く環境

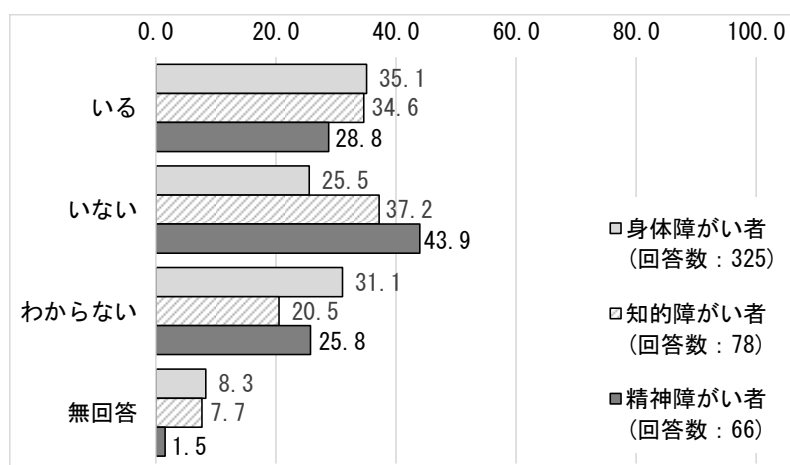
- 障がいのある人にとって、スポーツ活動や文化芸術活動は、参加者との相互の交流を広げ、社会参加に対する本人の意識向上や生活能力の向上などの効果も期待できることから、多様な機会や活動の場を整え、参加につながる支援をしていく必要があります。
- 町内では、障がいのある人が参加できる様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動を行っていますが、すべてに参加しやすい環境が整っているとは言えない状況にあるため、障がいのある人が参加しやすい支援や配慮を行い、活動への参加意欲を高めていく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 近所の方や地域の方と関わる機会

- 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所であなたを助けてくれる人について、身体・精神障がいのある人の3割半ばが「いる」と回答する一方で、知的障がいのある人で「いる」と回答した割合は3割弱となっています。

図表 近所の方や地域の方と関わる機会



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などを通じてより多くの交流や社会参加の機会を提供できるよう努めます。
- 障がいの有無に関わらず、だれもが参加しやすいよう配慮された場や機会の創出に努めます。

2-3-1：日常的な交流の場・機会の創出

町内活動や地域活動等を通じて、障がいの有無に関わらず地域の住民同士が交流しやすい機会の創出に努めます。

2-3-2：生涯学習・スポーツ・芸術文化活動への参加促進

まほろば大学やスポーツフェアの参加者については、健常者のみならず障がいのある方も参加いただける内容となっているため、多くの町民に参加していただけるよう、周知方法を含め検討し、障がいのある方が活動する機会づくりに努めます。

このほか、町が実施するイベントなどでは、移動手段や参加時の活動を手伝うボランティアの確保など適切な準備・対応に努め、障がいのある人も参加しやすい活動を推進するとともに、障がいのある人となない人がともに活動する機会づくりに努めます。

また、活動のための施設のバリアフリー化など、障がいのある人の利用に配慮した施設の整備・運営に努めます。

2-3-3：社会参加につながる支援の推進

地域生活支援事業の移動支援事業や意思疎通支援事業等により、障がいのある人の社会参加を支援するとともに、地域をはじめとした社会全体での障がい特性に対する理解や配慮につながる活動を支援します。

基本目標3 安心して、自分の状態に合わせて暮らせる地域づくり

施策3-1 情報提供・相談支援の充実

1 施策を取り巻く環境

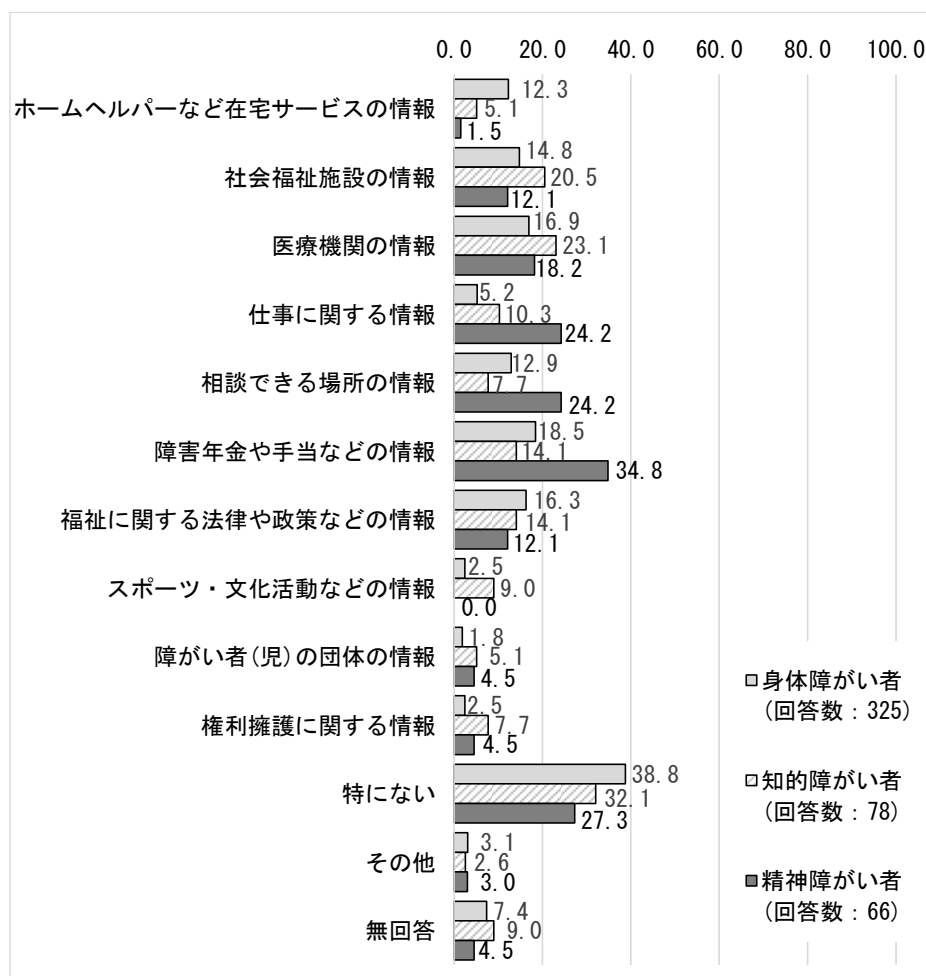
- 障がいのある人が生活にかかる情報に円滑にアクセスしたり、相談支援を受けられる環境は、より支援やサービスを受けやすくなるなど、自立した生活につながる好影響が期待されます。そのため、障がいのない人と同様に様々な情報や相談支援を受けられる環境を整える必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 必要とを感じる情報について

- 必要とを感じる情報としては、身体・精神障がいのある人では「障害年金や障害手当」、知的障がいのある人では「医療機関の情報」をそれぞれ最上位に挙げており、障がいによって求められる情報は多岐にわたることがうかがえます。

図表 必要とを感じる情報（障がい別）



2 施策による取り組み

〔実施方針〕

- 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいに配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。
- 相談支援については、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるよう相談支援事業所と連携して取り組むほか、本人や家族の抱える様々な生活課題に対し、包括的な支援につながるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

3-1-1：情報提供の充実

障がいのある人が、様々な情報を得ることができるよう、広報紙、パンフレットや冊子、ホームページなどを活用し、各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供を推進します。

また、各制度の変更に合わせて、適宜ガイドブックの内容を検討します。

3-1-2：行政情報のアクセシビリティの向上

視覚情報センターによる情報提供や音声コードによる読み上げソフトの活用のほか、障がいによる情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、行政情報のアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上につながる手法について検討します。

また、今後もヘルプカードの配布を行い、障がい者の方々にご活用いただけるよう努めます。

3-1-3：意思疎通支援の充実

手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者を窓口配置することで手話通訳等を行うほか、筆談やFAX等を用いて意思疎通を支援するなど、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションに努めます。

また、意思疎通支援に必要な人材の育成・確保に取り組めます。

さらに、宮城県の事業としてタブレット等を利用した遠隔による意思疎通支援が可能になったことから、利用可能な事業・制度の活用を進めていくとともに、障がいの状態に応じて情報にアクセスできる手段の多様化に向けて検討します。

3-1-4：相談支援の機能の強化

相談支援事業所や福祉課の窓口のほか、児童相談所、大和町社会福祉協議会、医療機関、特別支援学校をはじめとした教育機関、保育所など、様々な相談機関が障がいのある人一人ひとりの状況を把握し、その人の生活全般を見据えた包括的な支援につながるよう情報共有体制や相談支援の機能強化を図ります。

また、相談支援のニーズが高まっているため、相談支援体制の整備に努めるほか、長期的には多様な福祉的課題を一貫した体制で支援する重層的支援体制の整備に向けて検討します。

3-1-5：地域自立支援協議会の機能強化

各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組めます。

施策3-2 保健・医療体制の充実

1 施策を取り巻く環境

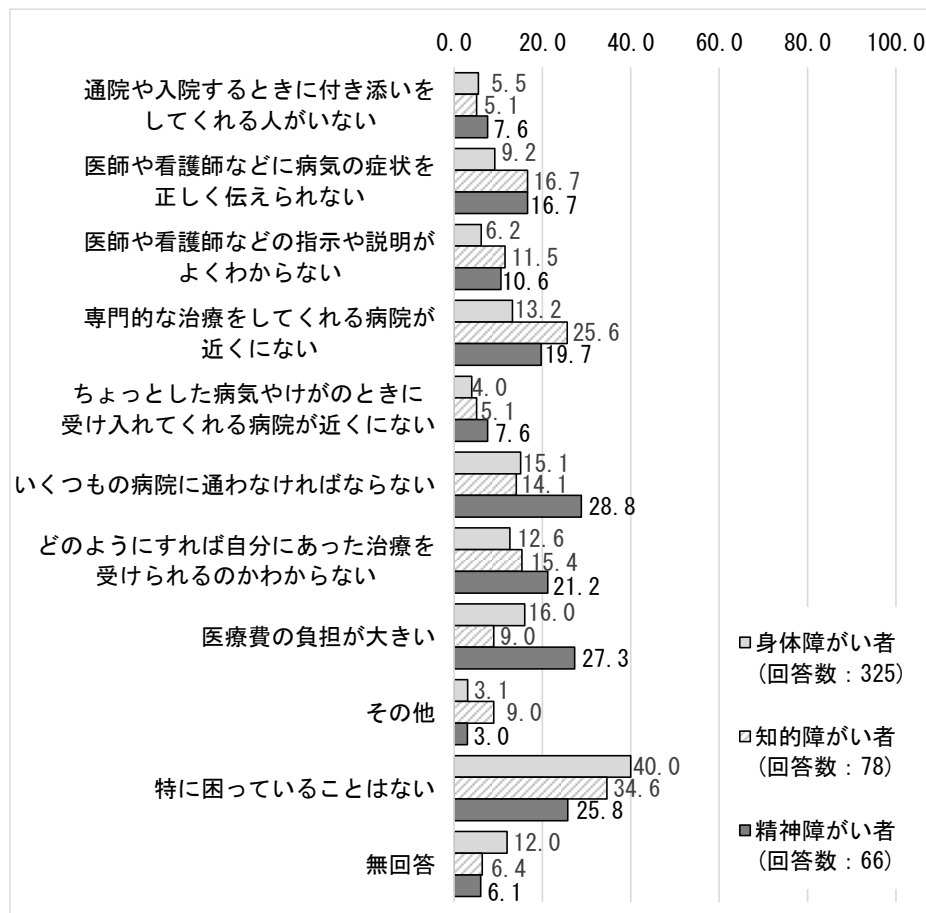
- 本町では、障がいのある人や家族の心身の健康保持と増進のため、健康診査をはじめとする保健事業に取り組んでおり、今後はさらに保健・医療・福祉の各分野が連携し、それぞれのライフステージに応じた取り組みを通じて、病気や障がいを予防していく必要があります。
- 精神保健分野においては、自立支援医療（精神通院医療）受給者が増加しており、包括的な支援体制を含め、こころの健康づくりへの取り組みが求められます。
- 障がいのある人の自立を促進するために、地域医療やリハビリテーションは重要な役割を果たしており、今後も地域にある様々な医療機関との連携を図りながら、様々な症状へのきめ細かい治療・リハビリテーションが必要となります。

[アンケート調査による意識]

① 医療やリハビリテーションを受けるときに困っていること

- 医療やリハビリテーションを受けるときに、困っていることでは、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、「いくつもの病院に通わなければならない」、「医療費の負担が大きい」を上位に挙げています。

図表 医療リハビリテーションを受けるときに困っていること（障がい別）



2 施策による取り組み

〔実施方針〕

- 保健・医療・福祉の連携のもと、病気や障がい、介護に対する正しい知識や日常生活における健康増進や予防についての正しい知識を普及・啓発することにより、障がいや疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。
- 精神保健施策の一層の推進に努め、「こころの健康」を支える社会づくりを目指します。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人や重症心身障害児者等が、適切な医療を受けられるよう医療機関等への理解や協力を働きかけていきます。

3-2-1：健診等を通じた健康管理・健康増進

定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導といった保健サービスを実施していくとともに、学校、地域での健康診査等の適切な実施等の機会の充実と、町の保健体制との連携を図り、健康づくり、保健福祉体制づくりに継続的に取り組みます。

3-2-2：障がいの原因となる疾病等の重症化予防

障がいを予防するために医療機関と連携し、障がいや疾病に対する正しい知識の普及や生活習慣病の予防に努め、障がいの原因となる疾病等の重症化を予防します。

3-2-3：医療・リハビリテーションの充実

地域の保健・医療・福祉の多職種と連携を図りながら、障がいに配慮した医療・リハビリテーションの充実に努めます。

3-2-4：精神保健福祉への対応

精神障がいのある人が安心して生活が行えるよう保健活動や障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるよう支援を行うほか、家族の会（ピアカウンセリンググループ）等の活動と連携しながら精神保健福祉対策を推進します。

また、心に悩みを持つ人への相談として、メンタルヘルス相談等を実施し、「こころの健康」づくりに努めます。

3-2-5：自立支援医療等による医療費の軽減

自立支援医療、心身障害者医療費助成による障がいのある人（子ども）の保健・医療サービスの活用を促進するとともに、対象者からの申請漏れがないよう、事前の説明に配慮します。

3-2-6：難病・高次脳機能障がいに関する保健・医療・サービス利用支援の推進

住民が難病や高次脳機能障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、関係機関と連携して取り組みます。

また、保健・医療・障害福祉サービス等をより受けやすくなるよう、利用対象となる疾病について周知するほか、相談支援や障害福祉サービスなどの利用促進に努めます。

また、難病や高次脳機能障害について、どのように周知を行っていくか検討します。

3-2-7：保健・医療・福祉の連携

障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図り、自立を促進するための適切な支援が受けられるよう、必要な配慮とともに、障がいの早期発見に努め、地域において保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。

重症心身障害児者等や高次脳機能障がいのある人、医療的ケアが必要な障がいのある人等が、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉、その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制づくりを進めます。

施策3-3 障がい福祉サービス・生活支援等の整備

1 施策を取り巻く環境

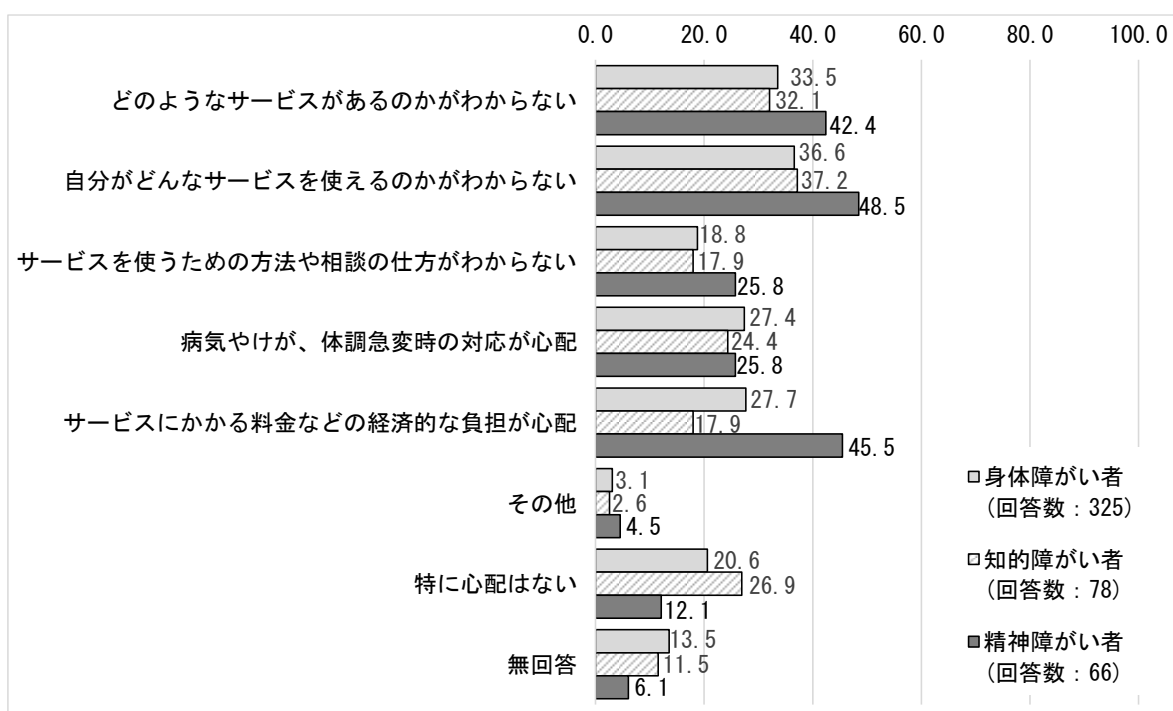
- 障がいのある人が、自らの意思で必要なサービスを利用することができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所支援等、地域生活を支える訪問サービスや日中活動サービスの確保、短期入所の利用とともに、グループホームなど居住の場の確保が必要不可欠です。
- 障がい福祉計画においては、第5期計画において地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の充実に取り組んでいます。

[アンケート調査による意識]

① サービスを利用するときの心配について

- サービスを利用するときの心配については、障がいの種類に関わらず、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」を最上位に挙げています。

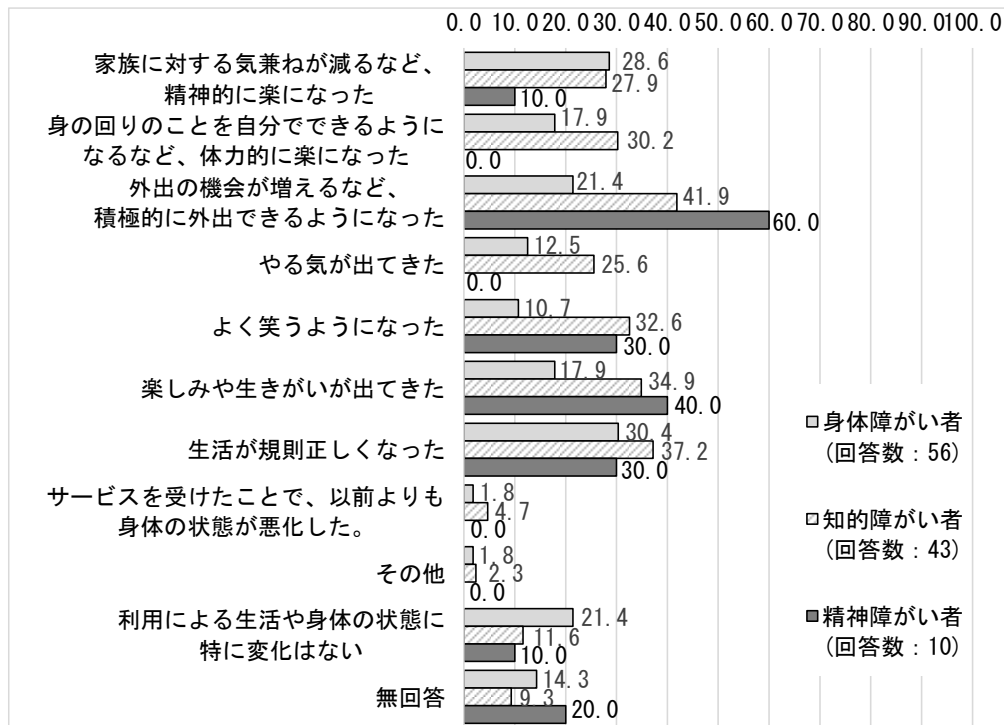
図表 サービスを利用するときの心配について



② 福祉サービスの利用による介護者の生活の変化

- 介護や手助けをするうえで福祉サービスを利用している（利用したことがある）と回答した方の福祉サービスの利用による生活の変化としては、「外出の機会が増えるなど、積極的に外出できるようになった」、「楽しみや生きがいが出てきた」、「生活が規則正しくなった」を上位に挙げており、福祉サービスの利用が心身の負担軽減につながっていることがうかがえます。

図表 福祉サービスの利用による介護者の生活の変化（介護者回答全体）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいのある人へのサービスの充実に向けて、現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障がいの特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。

3-3-1：障害福祉サービスの情報提供・周知活動の推進

障害福祉サービスガイドブック等による障害福祉サービスについての情報提供を行うとともに、相談支援専門員との連携のもと、障害福祉サービスの情報提供に努めます。

3-3-2：自立支援給付・児童福祉法によるサービスの提供

障害者総合支援法及び児童福祉法による、各種サービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業所とも協力しながら、支援を必要とする方に必要なサービスを提供できるよう、サービスの質、量の確保に努めます。

また、圏域市町村や相談支援事業所と協力して、課題解決に取り組みます。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を参照。)

① 訪問系サービスの提供

障がいのある人の在宅生活を支えるため、利用ニーズを把握し、必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

② 日中活動系サービスの提供

生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する方の必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

③ 地域移行の推進

施設入所者や退院可能な精神入院患者などの地域移行促進による居住の場であるグループホームの充実を図るとともに、日中活動の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を推進します。

④ 適切な施設入所の実施

施設入所支援が望ましいと考えられる方へ、障がいの程度やニーズに応じて適切に実施します。

また、介護保険事業所等とも協議しながら、高齢の障がいのある人については介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援します。

⑤ 障害児通所支援等の提供

障がいのある子どもの利用ニーズの把握に努め、身近な地域で利用できるよう提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

3-3-3：地域生活支援事業の実施

相談やコミュニケーション手段、移動等、障がいのある人にとって、地域での暮らしに、日常的に必要な支援の確保、提供に努めます。

また、日常生活の支援や創作活動、生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力向上のために、地域活動支援センターの利用を促し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障がいのある人との交流等を通じて、社会参加を促進します。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画を参照。)

3-3-4：経済的支援の実施

障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・民間事業者等で、各種の経済的支援を継続し、障がいのある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。

また、「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援事業との連携を図ります。

さらに、相談者の状況に応じて情報提供や助言を行い、安心した生活を送れるよう努めるとともに、生活困窮者についても相談者の内容を確認し、支援する事業所や機関の窓口への連携を継続していきます。

3-3-5：自立生活への支援

保健・医療・福祉分野の関係者が連携し、障がいのある人一人ひとりに必要なサービスが総合的に利用できるよう、包括的なケア体制の構築に取り組みます。

特に精神障がいについては、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、障がいのある人の自立生活を支援します。

3-3-6：サービス利用に結びついていない人への支援

手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、広報で障害福祉サービスに関する記事の掲載を行い、啓発に努めます。

また、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等に関する知識の普及に努めます。

3-3-7：障がい福祉を支える人材の育成・確保

障がい福祉を担う人材の育成については、各サービス提供事業所での取り組みがされているところです。

今後も福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保に向けて、障がいへの正しい理解や障がい別の対応方法について学ぶ機会のほか、点訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの育成に向けた各種養成研修などの情報提供や参加促進に努めます。

第5章 障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本町の障がいのある人が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

令和5年（2023）5月19日に、厚生労働省から出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村が第7期障がい福祉計画の策定に当たって留意すべき事項は以下のとおりです。

（1）地域における生活の維持及び継続の推進

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑥障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑦「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑧障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑨障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

- ⑩よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑪障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑫障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑬その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

（２）障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）

- ①施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：令和４年度（2022）末施設入所者数の６％以上
 - ・施設入所者数：令和４年度（2022）末の５％以上削減
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
 - ・精神病床における１年以上入院患者数
 - ・精神病床における早期退院率：３か月後 68.9％以上、６か月後 84.5％以上、１年後 91.0％以上
- ③地域生活支援の充実
 - ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
 - ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
- ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行者数：令和３年度（2021）実績の 1.28 倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上【新規】
 - ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
 - ・就労定着支援事業の利用者数：令和３年度（2021）末実績の 1.41 倍以上
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上
- ⑤相談支援体制の充実・強化等
 - ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2 第6期計画の進捗について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 施設入所者の地域生活への移行（令和5年度（2023）末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度（2019）末の 施設入所者数（A）	24 人	・ 令和元年度（2019）末時点の施設入所者数
令和5年度（2023）末の 施設入所者数（B）	【目標値】 21 人	・ 令和5年度（2023）末時点の利用見込み人員
	【実績値】 20 人	
【目標値】 削減見込み（A-B）	【目標値】 1 人	・ 令和元年度（2019）末時点の施設入所者数から1.6% 以上削減
	【実績値】 4 人	
【目標値】 地域生活移行者数	【目標値】 1 人	・ 令和元年度（2019）末の施設入所者数の6%以上を 地域生活へ移行
	【実績値】 1 人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（令和5年度（2023）末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 協議の場の開催回数	【目標値】 2 回	・ 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心 となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を 含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を 構築できるように、令和2年度（2020）末までにす べての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による 協議の場を設置することを原則として設定
	【実績値】 0 回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事 者及び家族等の関係者ごとの 参加者数	【目標値】 10 人	
	【実績値】 0 人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	【目標値】 2 回	
	【実績値】 0 回	

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

図表 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用（令和5年度（2023）末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	【目標値】 1人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	【実績値】 0人	
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	【目標値】 2人	
	【実績値】 0人	
【目標値】 精神障害者の 共同生活援助利用者数	【目標値】 13人	
	【実績値】 22人	
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	【目標値】 1人	
	【実績値】 0人	

（3）地域生活支援拠点等有する機能の充実

図表 地域生活支援拠点等の整備（令和5年度（2023）末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	【実績値】 富谷市・黒川圏域 で設置済み	・令和5年度（2023）末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする
【目標値】 運用状況の検証・検討	【目標値】 年2回以上	
	【実績値】 年12回	

（4）福祉施設からの一般就労移行

① 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度（2019）の 一般就労移行者数	【目標値】 3人	・令和元年度（2019）に一般就労した者の数
	【実績値】 0人	
【目標値】 令和5年度（2023）末の 一般就労移行者数	【目標値】 5人	・令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）実績の1.27倍以上
	【実績値】 5人	
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労移行支援事業における 一般就労への移行者数	【目標値】 4人	・令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）の移行実績の1.26倍以上
	【実績値】 2人	
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労継続支援事業における 一般就労への移行者数	【目標値】 A型1人 B型0人	・令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）の移行実績の1.23倍以上
	【実績値】 A型1人 B型1人	

② 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労定着支援事業利用者数	【目標値】 4人	・令和5年度（2023）末において就労移行支援事業所 を通じて一般就労に移行した人の7割以上
	【実績値】 3人	
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労定着率8割以上の 事業所数	【目標値】 0人	・令和5年度（2023）末までに全体の7割以上とすること
	【実績値】 0人	

（5）相談支援体制の充実・強化等

図表 相談支援体制の充実・強化等

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 総合的・専門的な 相談支援の実施	富谷市・黒川圏域 で実施済み	・令和5年度（2023）末までに、各市町村または各 圏域において、相談支援の実施及び地域の相談 支援体制の強化を実施する体制を確保すること を基本とする
【目標値】 専門的な指導・助言件数	【目標値】 12件	
	【実績値】 12件	
【目標値】 人材育成の支援件数	【目標値】 12件	
	【実績値】 12件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数	【目標値】 12回	
	【実績値】 12回	

（6）発達障がい児及びその親への支援

図表 発達障がい児及びその親への支援

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数	【目標値】 1人	・令和5年度（2023）末までの発達障がい児者や親 への支援に関する取り組みについて、地域の実 情に合わせ目標を設定することが望ましい。
	【実績値】 0人	
【目標値】 ペアレントメンターの人数	【目標値】 1人	
	【実績値】 1人	
【目標値】 ピアサポートの活動への 参加人数	【目標値】 1人	
	【実績値】 0人	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

図表 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

項 目	数 値	国 の 指 針 に よ る 考 え 方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための体制	【目標値】 有	令和5年度(2023)末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
	【実績値】 有	
【目標値】 障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	【目標値】 3人	
	【実績値】 2人	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	【目標値】 有	
	【実績値】 有	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体と共有した実施回数	【目標値】 12回	
	【実績値】 12回	

3 第7期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、障がいのある人、介護者の高齢化の進行もあり、国の基本指針に基づく地域生活への移行を促進することは、今後困難が予想されます。

国の基本指針に基づき、地域生活移行者数の目標値を設定することとなっていますが、施設に入所されている方の多くが現在の社会資源等の状況では地域での生活が難しいため、地域移行者数の目標数は1人とします。今後、富谷市・黒川圏域町村や相談支援事業所、サービス提供事業所と連携し、地域生活への移行を推進できる環境づくりについて検討していきます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和4年度(2022)末の施設入所者数(A)	20人	・令和4年度(2022)末時点の施設入所者数
令和8年度(2026)末の施設入所者数(B)	19人	・令和4年度(2022)末時点の施設入所者数から5%以上削減
【目標値】 削減見込み(A-B)	1人	・施設入所者数を令和4年度(2022)末時点から5%以上削減することを基本とする
【目標値】 地域生活移行者数	2人	・令和4年度(2022)末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括ケアシステムの構築の協議の場と設置状況

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す新たな政策理念を設定したことを踏まえ、国の指針により保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めることとなっており、令和２年度（2020）に富谷市・黒川地域自立支援協議会において精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクトを設置し、システムの構築に向けて準備を行っています。

令和５年度（2023）までの検討から、市町村、広域（富谷市・黒川地域自立支援協議会）、それぞれで検討すべき課題を整理する必要性を確認したため、令和６年度（2024）より、課題整理・検討の場として精神包括ケア検討会を実施することとしました。本会は、令和８年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場として機能させていくことを目標に進めていきます。

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 協議の場の開催回数	２回	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	１０人	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	２回	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者の一定数は、居住の場を含めた障害福祉サービスの充実を進めることにより地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、施設入所者、入院中の精神障害者の状況を勘案しながら、次のとおり精神障害者による各サービスの利用を見込みます。

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	1 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	1 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する
【目標値】 精神障害者の共同 生活援助利用者数	22 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	1 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する
【目標値】 精神障害者の自立訓練 (生活訓練) 利用者数	1 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制といった5つの機能への対応が求められています。

本町を含む富谷市・黒川地域自立支援協議会では、整備検討プロジェクト委員会において協議を進め、地域生活支援拠点の機能のひとつである「緊急時の受け入れ・対応」として、平成31年(2019)4月より、緊急時支援体制整備事業を実施しております。

今後、事業のさらなる推進と、拠点としての機能の充実を図るため、富谷市・黒川地域自立支援協議会にて年2回以上の検証・検討を行うものとします。

図表 地域生活支援拠点等の整備、運用状況の検証・検討

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	富谷市・黒川圏域 で設置済み	令和8年度(2026)末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1人	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年2回以上	
強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進	令和8年度 (2026)に整備する見込み	令和8年度(2026)末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする

(4) 福祉施設から一般就労移行への移行等

一般就労への移行に当たっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等の利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和3年度(2021)の一般就労移行者数	2人	・令和3年度(2021)に一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度(2026)末の一般就労移行者数	4人	・令和8年度(2026)末までに令和3年度(2021)実績の1.28倍以上
【目標値】 令和8年度(2026)末の就労移行支援事業における一般就労への移行者数	3人	・令和8年度(2026)末までに令和3年度(2021)の移行実績の1.31倍以上
【目標値】 令和8年度(2026)末の就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型 1人	・令和8年度(2026)末までに令和3年度(2021)の移行実績の1.29倍以上
	B型 0人	・令和8年度(2026)末までに令和3年度(2021)の移行実績の1.28倍以上

② 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和8年度(2026)末の就労定着支援事業利用者数	3人	・令和3年度(2021)末実績の1.41倍以上
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が5割以上	(対象事業所なし)	・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする
【目標値】 令和8年度(2026)末の就労定着率7割以上の事業所数	(対象事業所なし)	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、富谷市・黒川圏域で地域の相談支援体制のさらなる充実・強化に向け協議・検討していきます。

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済み	令和８年度（2026）末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする
【目標値】 専門的な指導・助言件数	12 件	
【目標値】 人材育成の支援件数	12 件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	1 件	

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解し、本町の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

また、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和５年度（2023）末までに、障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための体制の構築	有	令和８年度（2026）末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	2 人	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	12 回	

4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、令和8年度（2026）の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

（1）訪問系サービス

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
居 宅 介 護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同 行 援 護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

〔 第6期の利用状況 〕

- 利用人数、利用時間ともに増加し、1人当たりの平均利用時間も増加しています。
- 例年、増加傾向が続いており、今後は例年並みの増加傾向が続くと見込まれます。
- ※令和6年度（2024）以降は、各サービスにおいて利用人数、利用時間数を設定します。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護 行 動 援 護 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	30	35				
	第6期計画値		32	33	34			
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)	1,573	1,756				
	第6期計画値		1,562	1,610	1,659			
平均利用時間 実績 (時間/人)			52.4	50.2				

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
居 宅 介 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)			26	26	26	26
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)			1,280	1,280	1,280	1,280
平均利用時間 実績 (時間/人)					49.2	49.2	49.2	49.2

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
重度訪問介護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)			12	12	12	12
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)			878	878	878	878
平均利用時間 実績 (時間/人)					73.2	73.2	73.2	73.2

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
同 行 援 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)			12	12	12	12
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)			73	73	73	73
平均利用時間 実績 (時間/人)					6.1	6.1	6.1	6.1

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
行 動 援 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)			1	1	1	1
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)			27	27	27	27
平均利用時間 実績 (時間/人)					27	27	27	27

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
重度障害者等 包括支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)			0	0	0	0
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)			0	0	0	0
平均利用時間 実績 (時間/人)					0	0	0	0

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用時間ともに令和 5 年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 引き続きサービス提供事業所での供給状況を確認し、見込み量を確保します。
- 訪問系サービスは在宅での自立した生活を支えるための重要なサービスであり、サービス提供に当たっては多様なニーズが想定されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携を強め、スムーズにサービスが利用できるよう体制を整備し、適切なサービスの利用促進を図ります。

（2）日中活動系サービス

① 生活介護

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
生 活 介 護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

〔 第 6 期の利用状況 〕

- 利用日数は減少しており、計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
生 活 介 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	54	53	54	54	54	54
	第6期計画値		54	54	54			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	943	950	1,027	1,027	1,027	1,027
	第6期計画値		1,091	1,091	1,091			
平均利用日数（日/人）			17.5	17.9	19.0	19.0	19.0	19.0

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用時間ともに令和 5 年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。
- 今後も日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

- 通所を行うサービスの利用において、その通所手段の確保は重要な要素となります。多くの事業所が送迎対応を行っておりますが、利用者や事業所の状況によっては送迎が難しい場合も想定されます。各事業所と協力しながら、利用者の状況に合わせた通所手段の検討、送迎対応の調整を図り、安心してサービスが利用できるよう取り組みます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

〔 第6期の利用状況 〕

（機能訓練）

- 計画期間での利用はみられない状況です。

（生活訓練）

- 利用人数、利用日数ともに増加しており、令和5年度は（2023）計画値を上回る見込みとなっております。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第6期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第6期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	1	3	3	3	3
	第6期計画値		2	2	2			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	18	68	68	68	68
	第6期計画値		48	48	48			
平均利用日数（日/人）			0.0	18.0	22.7	22.7	22.7	22.7

〔 第7期見込み量の設定 〕

（機能訓練）

- 第6期における利用者はみられないため、第7期についても利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めることとします。

（生活訓練）

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供基盤を確保します。
- 仙台圏域等の市町村及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方の把握に努めます。

③ 就労選択支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
就 労 選 択 支 援	就労を希望する障害者本人が、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。令和7年（2025）10月から開始されます。

〔 第7期見込み量の設定 〕

- 計画期間内に実施体制を確保し、次期までに事業の実施を目指します。

④ 就労移行支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
就 労 移 行 支 援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

〔 第6期の利用状況 〕

- 利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
就 労 移 行 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	5	6	7	7	7	7
	第6期計画値		9	9	9			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	73	126	108	108	108	108
	第6期計画値		138	138	138			
平均利用日数（日/人）			14.6	21.0	15.4	15.4	15.4	15.4

〔 第7期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供基盤を確保します。

- 一般就労への移行につながるよう、関係機関や相談支援事業所等と連携して利用が見込まれる対象の把握に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
就 労 継 続 支 援 (A 型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

〔 第 6 期の利用状況 〕

- 就労継続支援（A型）は、利用人数が令和4年度（2022）まで4人で推移しており、令和5年度（2023）には3人となっています。利用日数は減少傾向が続き、令和4年度（2022）以降は計画値を下回る推移となっています。
- 就労継続支援（B型）は、利用人数が計画値を上回る推移となっていますが、利用日数は計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
就 労 継 続 支 援 (A 型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	4	4	3	3	3	3
	第6期計画値		3	3	3			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	60	49	46	46	46	46
	第6期計画値		55	55	55			
平均利用日数（日/人）			15.0	12.3	15.3	15.3	15.3	15.3
就 労 継 続 支 援 (B 型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	47	53	45	45	45	45
	第6期計画値		44	44	44			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	800	778	796	796	796	796
	第6期計画値		838	838	838			
平均利用日数（日/人）			17.0	14.7	17.7	17.7	17.7	17.7

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

（就労継続支援 A 型）

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

（就労継続支援 B 型）

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 就労継続支援 A 型事業所については、富谷市・黒川圏域でも不足している状況が続いています。今後、圏域市町村や相談支援事業所等と連携し、事業所の確保や、圏域外の事業所利用をスムーズに行えるよう努めます。
- 障がい特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、就労に対するニーズも多様化することが見込まれます。そのため、多様な働き方につながるよう知識及び能力の向上、必要な訓練機会の充実に努めます。

⑥ 就労定着支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

〔 第 6 期の利用状況 〕

- 利用人数は、毎年 2 人で推移していましたが、令和 5 年度（2023）内で利用者が 1 人となっています。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
就 労 定 着 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	2	2	1	1	1	1
	第 6 期計画値		2	3	4			

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 利用人数は、令和 5 年度（2023）と同数の 1 人で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- サービス提供事業所と連携し、本人のサービスの利用状況や、一般就労へ移行する方の状況を把握し、本人のニーズや適性に合うよう、適切なサービス調整を図るとともに、富谷市・黒川圏域市町村や相談支援事業所等とも積極的に情報共有を行い、必要な提供基盤の確保に努めます。

⑦ 療養介護

[サービス概要]

事業名	内 容
療 養 介 護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。

[第6期の利用状況]

- 利用人数は、毎年2人で推移しており、計画値通りとなっています。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
療 養 介 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	2	2	2	2	2	2
	第6期計画値		2	2	2			

[第7期見込み量の設定]

- 利用人数は、令和5年度（2023）と同数の2人で推移するものとします。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、引き続き広域との調整を図ります。
- 療養介護については、18 歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込み量の把握に努めます。

⑧ 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

[第6期の利用状況]

- 福祉型は、令和4年度（2022）から令和5年度（2023）にかけて利用人数、利用日数ともに増加しているものの、計画値を下回る推移となっています。
- 医療型は、令和5年度（2023）内に利用がみられましたが、利用日数、利用人数ともに計画値を下回っています。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
短 期 入 所 (福祉型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	20	17	21	21	21	21
	第6期計画値		25	28	31			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	77	71	98	98	98	98
	第6期計画値		138	154	171			
平均利用日数（日/人）			3.9	4.2	4.7	4.7	4.7	4.7
短 期 入 所 (医療型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	－	－	1	1	1	1
	第6期計画値		2	2	2			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	－	－	3	3	3	3
	第6期計画値		4	4	4			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0

[第7期見込み量の設定]

- 利用人数は、令和5年度（2023）と同数の1人で推移するものとし、福祉型は各年度21人、医療型は各年度3人の利用を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、富谷市・黒川圏域町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスの確保を図ります。
- 通所を行うサービスにおいては、事業所による送迎のほか、ご家族が送迎を行っている方も多くみられます。利用者の状況によっては、事業所が対応できない場合や、ご家族の高齢化等により送迎が難しくなるなど、通所がしづらくなる状況も想定されます。利用者の方が安心して通所し、サービスが利用できるよう、サービス提供事業所や相談事業所等の関係機関と協力し、通所手段が確保されるよう取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

[第6期の利用状況]

- 利用人数は、令和3年度（2021）から令和4年度（2022）にかけて増加したものの、令和5年度（2023）に減少して36人となっています。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	38	42	36	36	36	36
	第6期計画値		36	37	38			

[第7期見込み量の設定]

- 利用人数は、令和5年度（2023）と同数の各年度36人の利用を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みであり、在宅・日中活動サービスの充実とともに、グループホームの体験利用の活用等も実施しながら、総合的に取り組みます。

② 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と合わせて、夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

[第6期の利用状況]

- 利用人数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度（2023）は計画値通りとなっています。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	21	19	21	21	21	21
	第6期計画値		22	22	21			

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 利用人数は、令和 5 年度（2023）と同数の 21 人を見込みます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 入所者及び家族の高齢化など、国の指針に基づく削減に向けて、引き続き入所者の意向に配慮しつつ、地域への移行を推進します。
- グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図ります。

③ 自立生活援助

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
自 立 生 活 援 助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

〔 第 6 期の利用状況 〕

- 第 5 期の計画期間内に利用者はみられませんでした。

項 目		単 位	第 6 期			第 7 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
自 立 生 活 援 助	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第 6 期計画値		1	1	1			

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 第 6 期の利用実績がなかったため、計画期間内は利用者数を見込まないものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 対象となる利用者の心身の状態に合わせて適切なサービスが提供されるよう、広域との調整を図ります。

(4) 相談支援

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

[第6期の利用状況]

- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する際の計画相談支援体制の整備として、指定特定相談事業所として町が指定する事業所数が3か所、基本相談支援事業所も、2か所設置されており、障がいのある人の相談体制を整えています。
- 障害福祉サービス等の利用計画の作成状況は、セルフプランを含め100%であり、障害者相談支援専門員が地域の障がい者の意向に基づく地域生活を実現するために、相談、必要なサービスを総合的かつ適切な利用方法を調整するとともに、障がいのある人（子ども）への対応ができるような体制を確保し、維持することが重要です。
- 地域移行支援については、富谷市・黒川圏域には、サービスを提供できる事業所がない状況にあるため、制度内容等の理解促進を目的とした研修会を開催するなど、提供基盤の整備に努めています。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
計画相談支援	実績・見込み	利用人数 (実人/年)	156	160	153	153	153	153
	第6期計画値		165	170	175			
地域移行支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	1	0	0	0	0
	第6期計画値		1	1	1			
地域定着支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	5	2	2	2	2
	第6期計画値		4	5	6			

〔 第 7 期見込み量の設定 〕

- 各支援とも、令和 5 年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画相談支援については、年々増加傾向にある相談業務に圏域内の相談支援事業所のみでは対応しきれなくなっており、新たにサービス利用を必要とする方へのスムーズな介入が困難な状況となっています。今後はセルフプランによる対応も検討し、計画相談の枠を確保することで、計画相談の必要性が高い方が利用できるよう環境整備に努めます。また、セルフプランによるデメリット（相談支援体制の希薄化）を補うための仕組みが必要になることから、基本相談支援の活用も視野に入れ、相談支援事業所との連携強化に努めます。
- 地域移行支援については、現在のところ実績はありませんが、富谷市・黒川圏域町村及び相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めつつ、サービス提供基盤を確保できるよう検討していきます。
- 地域定着支援については、緊急時支援体制整備事業の推進に合わせ、継続して富谷市・黒川圏域町村やサービス提供事業所との連携を密にし、支援を必要としている方が利用できる環境を整備していきます。

5 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内 容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。
		○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。
		○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等の習得を目指す事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人（子ども）を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を提供する事業です。
	地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する事業です。 ア 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊） 緊急一時的な宿泊や地域でのひとり暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保。 イ コーディネート事業 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置。
	巡回支援専門員整備事業	巡回支援専門員（公認心理師等）が町内の幼稚園・保育所等を巡回し、保育施設等の職員や親に対し、子どもへの関わり方等について専門的な助言や情報提供を行い、「障がい気になる段階」から支援を行う体制を整備するものです。
	自動車運転免許取得・改造助成（交）	自動車運転免許の取得費用の一部、自動車の改造費用の一部を交付する事業です。

（２）地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第７期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第６期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
① 理解促進研修・啓発事業	回	2	2	2	2	2	2
② 自発的活動支援事業	か所	0	0	0	1	1	1
③ 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	8	8	8	8	8	8
	回数	95	53	53	53	53	53

項 目	単位	第6期			第7期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
⑦ 日常生活用具給付等事業							
日常生活用具給付等事業（計）	件	570	327	327	327	327	327
介護訓練支援用具	件	2	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	5	3	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	4	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	554	314	314	314	314	314
住宅改修費	件	2	1	1	1	1	1
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑨ 移動支援事業							
移動支援事業	人	5	4	4	4	4	4
	時間	95	64	64	64	64	64
⑩ 地域活動支援センター							
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人	18	16	16	16	16	16
⑪ 訪問入浴サービス事業							
訪問入浴サービス事業	人	3	2	2	2	2	2
	回数	145	93	93	93	93	93
⑫ 日中一時支援事業							
日中一時支援事業	人	8	10	10	10	10	10
	回数	70	59	59	59	59	59
⑬ 地域移行のための安心生活支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑭ 巡回支援専門員整備事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑮ 自動車運転免許取得費・改造費助成（交）	件数	1	1	1	1	1	1

（３）実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、研修会等を開催します。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

大和町社会福祉協議会・宮城県社会福祉協議会に委託し、事業を実施します。

また、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決に向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努め、相談支援の質の向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち判断能力が十分でない人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者、要約筆記者の派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託しています。派遣依頼があった場合には今後も連携して対応し、意思疎通支援の充実に図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

合理的配慮及び聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援体制の拡充に向けて、引き続き手話サークルとの連携を図るとともに、必要に応じた奉仕員養成の検討を進めます。

⑨ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑩ 地域活動支援センター（必須事業）

障がいのある人の日中の居場所づくりを促進し、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障がい特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑪ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障がいのある人（子ども）、難病の方に対し、訪問し入浴できるよう支援する事業であり、重度の障がいのある方へサービスが提供されています。今後とも利用希望者の把握と適切なサービス提供に努めます。

⑫ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障がいのある人（子ども）等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。

今後とも緊急時の支援や介護者の負担軽減につながるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑬ 地域移行のための安心生活支援（任意事業）

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）やコーディネート事業といった、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備し、運営します。令和元年度（2019）より富谷市・黒川地域自立支援協議会にて、緊急時支援体制整備事業を実施しており、主たる介護者の不在時に緊急的に事業所が受け入れを行える体制を整備しています。

⑭ 巡回支援専門員整備事業（任意事業）

巡回支援専門員（公認心理師等）が幼稚園・保育所等を巡回し、専門的な助言や情報提供を行い、障がいの早期の発見・対応ができる体制を整備し、適切な支援につながるよう、関係機関との連絡調整等も行っています。令和元年度（2019）より開始した事業であり、町内の保育施設（幼稚園や保育所等）のニーズを把握しながら、保育施設等の職員とも連携し、事業を推進していきます。

⑮ 自動車運転免許取得費補助金交付事業・改造費補助金交付事業（任意事業）

障がいのある人の外出や社会参加の拡大につながるよう支援を継続して行います。

第6章 障がい児福祉計画

1 障がい児福祉計画について

平成28年（2016）に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度（2018）から市町村及び都道府県に障がい児福祉計画の作成が義務づけられました。

障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

令和5年（2023）5月19日に、厚生労働省から出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、第3期障がい児福祉計画の策定に当たって市町村が留意すべき事項は以下のとおりです。

（1）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

①障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

（2）障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）

①障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

2 第3期計画における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、計画の最終年度である令和8年度(2026)を目標年度とした成果目標として、次のとおり障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和8年度(2026)末までに、本町または圏域内に児童発達支援センターを1か所設置することとなっています。令和5年度(2023)現在、富谷市・黒川圏域内で児童発達支援センター(事業所1か所)が設置されており、引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

図表 児童発達支援センターの設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	富谷市・黒川圏域で1か所設置済み	令和8年度(2026)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築

令和8年度(2026)末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

本町では富谷市・黒川圏域ですでに設置済みです。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

令和8年度(2026)末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することとなっています。令和5年度(2023)現在、町内に事業所が1か所設置されており、引き続き富谷市・黒川圏域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築していきます。

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所設置済み	令和8年度(2026)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和8年度(2026)末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

富谷市・黒川地域自立支援協議会の全体会議を協議の場として設定しており、今後の取り組みについて検討を進めていきます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する 協議の場の設置	富谷市・黒川圏域 で設置済み	
【目標値】 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	1人	・地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して必要となる配置人数の見込みを設定する

3 障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策

第3期計画期間（令和6年度（2024）～令和8年度（2026））のサービス見込み量の算定に当たっては、第2期計画期間（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））のサービス利用状況を踏まえて設定します。

（1）障害児通所支援

① 放課後等デイサービス

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

〔 第2期の利用状況 〕

- 令和4年度（2022）から令和5年度（2023）にかけて利用人数、利用日数ともに増加傾向であるものの、令和5年度（2023）は計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 2 期			第 3 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	65	75	69	69	69	69
	第2期計画値		72	75	78			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	889	751	901	901	901	901
	第2期計画値		1,008	1,050	1,092			
平均利用日数（日/人）			13.7	10.0	13.1	13.1	13.1	13.1

〔 第3期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用日数ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 放課後等デイサービスについては、可能な限り身近な地域で利用できるよう、利用ニーズの把握に努め、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、富谷市・黒川圏域町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供体制を確保します。

② 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内 容
児 童 発 達 支 援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第2期の利用状況]

- 児童発達支援については、利用人数は横ばいで推移しており、令和5年度（2023）は計画値通りとなっています。
- 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援については、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 2 期			第 3 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
児 童 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	27	28	25	25	25	25
	第2期計画値		23	24	25			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	223	213	213	213	213	213
	第2期計画値		219	228	238			
平均利用日数（日/人）			8.3	7.6	8.5	8.5	8.5	8.5
医 療 型 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第2期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第2期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第2期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第2期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〔 第3期見込み量の設定 〕

（児童発達支援）

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

（医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援）

- 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画期間における利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 児童発達支援については、発達障がいのある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービスの質・量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、比較的新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、富谷市・黒川圏域町村との広域的な調整を図ります。

③ 保育所等訪問支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

〔 第2期の利用状況 〕

- 利用人数は1～3人となっており、令和4年度（2022）を除いて概ね計画値通りの推移となっています。

項 目		単 位	第 2 期			第 3 期		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
保育所等訪問支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	1	3	3	3	3
	第2 期計画値		3	3	3			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	3	1	3	3	3	3
	第2 期計画値		3	3	3			
平均利用日数（日/人）			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

〔 第3期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりに向けて、関係機関との連絡調整を図り、サービス提供に努めます。

(2) 障害児相談支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

〔 第2期の利用状況 〕

- 計画相談支援についてはすべてのサービス利用者のサービス利用計画が作成されています。サービスのニーズの高まりに伴い、計画相談についても増加が見込まれます。

項 目		単 位	第2期			第3期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
障害児相談支援	実績・見込み	利用人数 (実人/年)	121	125	114	114	114	114
	第2期計画値		119	124	129			

〔 第3期見込み量の設定 〕

- 利用人数、利用時間ともに令和5年度（2023）と同数で推移するものとします。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 引き続き、可能な限りサービス利用者に対して、障害児支援利用計画が作成されるよう調整を図るため、相談支援事業所等と連携し、サービス利用基盤を確保していきます。年々増加する相談業務に富谷市・黒川圏域の相談支援事業所だけでは対応が難しくなっている状況あることから、セルフプランでの対応や基本相談支援の活用も視野に入れ、本当に相談支援を必要としている方が利用しやすい環境を整えていきます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進における連携

本町の目指す「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」の実現に向けて、住民・地域との協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により、計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、福祉課が中心となり、関係各部局と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、障がい者代表や、指定特定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「富谷市・黒川地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

さらに、計画策定にあたって、障がい者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成される策定検討組織を設置し、同計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行っていきます。

(2) 住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）

障がいのある人の地域生活を支援するためには、地域の理解、協力が不可欠であるため、関係団体等とも連携を図り、地域における支えあいや障がいへの理解を深めます。

また、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。本計画の推進にあたっては、町及び関係機関等による包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、引き続き検討を進めます。

(3) 圏域単位での連携・基盤整備

サービス提供事業所等の整備については、県と市町村が連携して進めていく必要があります。

宮城障害者プランにおいて、本町は仙台圏域として構成している市町村に位置づけられており、入所（入院）・通所・居宅など、令和8年度（2026）までに必要となるサービス提供基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。

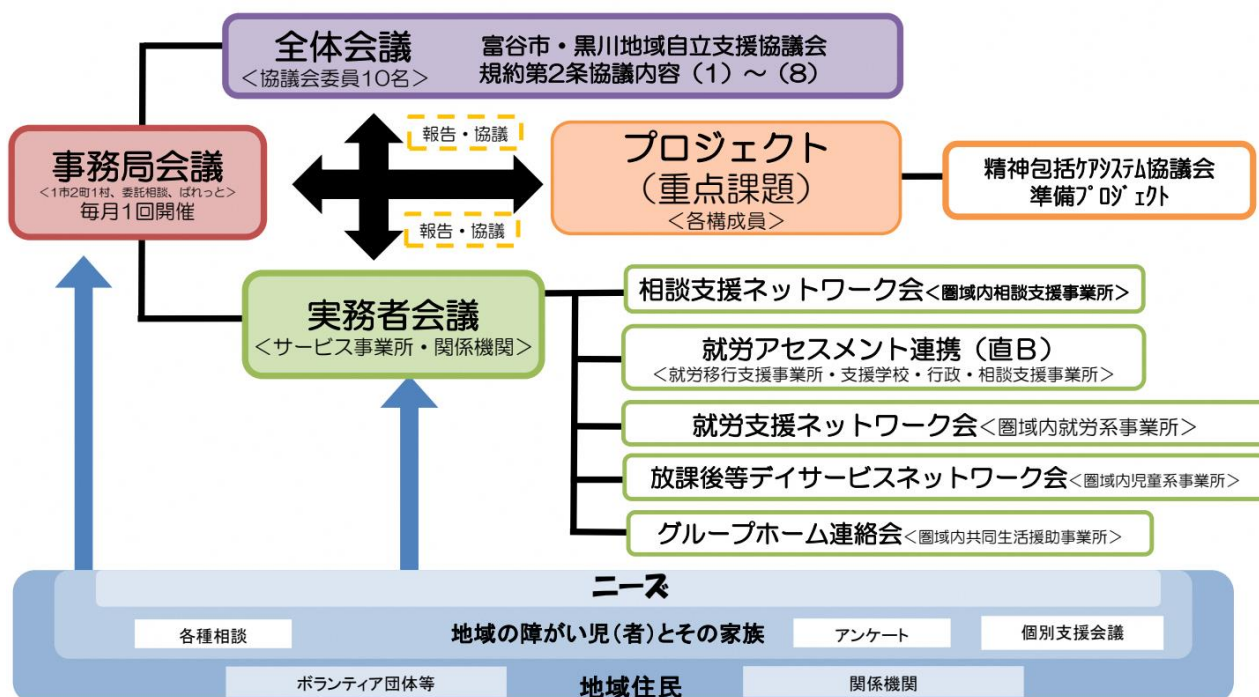
そのため、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き、県と仙台圏域内の市町村が連携して安定したサービス提供に努めていきます。

(4) 富谷市・黒川地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や今後黒川地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行うほか、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等整備や障がい児支援の提供体制の整備等、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に向けた検討が進められています。

今後も、地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人の地域生活を支える切れ目のない支援の構築に向けて、協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

図表 富谷市・黒川地域自立支援協議会の構成



(5) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する住民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の積極的な情報交換・共有の促進に努めます。

さらに、サービス提供事業所等に対し、実施指導等を行うほか、地域自立支援協議会等での研修会の開催等を実施していきます。

(6) 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」に基づく合理的配慮の実施とともに、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

（７）財源の確保

各計画を着実に実施し、障がいのある人の福祉施策を推進するため、限られた財源を積極的に有効活用するとともに、他市町村とのバランスを考慮しながら事業に取り組んでいきます。

また、必要な財源を確保するため、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。あわせて、適正な利用者負担を検討し事業を推進します。

２ 計画の進行管理

各計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

（１）点検及び評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

（PDCA サイクルの実施）

計画の推進にあたっては、成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況（活動指標）により点検・評価します。その結果に基づき、必要な対策を講じていくこととします。

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第 7 期障がい福祉計画における成果目標の設定」、及び「第 3 期障がい児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

（２）点検結果・計画内容等の周知

点検及び評価した結果については、定期的に地域自立支援協議会や策定委員会等において内容を検討し、広く住民に周知を図ります。

また、障がいのある人の必要なサービスの利用促進につながるよう、町ホームページやパンフレット等を通じて、計画内容やサービス内容、事業所の所在等、制度等についてわかりやすい周知に努めます。

資 料 編

資料 1 策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
令和5年6月15日～ 令和5年6月30日	アンケート調査の実施	障がいのある方を対象にアンケート調査の実施 配布数 1,261 票 回収数 493 票 回収率 39.1%
令和5年10月3日	令和5年度 第1回 大和町障害者福祉 計画推進協議会	第5期障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、及び第3期障がい児福祉計画について
令和5年12月20日	令和5年度 第2回 大和町障害者福祉 計画推進協議会	第5期障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、及び第3期障がい児福祉計画について
令和6年1月9日～ 令和6年1月31日	パブリックコメント	意見提出 1人（11件）
令和6年2月9日	令和5年度 第2回 富谷市・黒川地域自 立支援協議会 全体会	第7期障がい福祉計画、及び第3期障がい児福祉計画について
令和6年2月16日	宮城県へ照会	第7期障がい福祉計画、及び第3期障がい児福祉計画について

資料 2 大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の規定に基づき、大和町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を確実に推進していくため、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聞き、もって計画の総合的な推進に資するため、大和町障害者福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び各種団体に所属する者
- (2) 保健・医療・福祉に関係する団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の委員又は職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料 3 大和町障害者福祉計画推進協議会委員名簿

任期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

NO	構成区分	氏 名	所属機関等（施設名）	備 考
1	障害者・各種団体の代表	堀 田 多美夫	大和町身体障害者福祉協会	
2	〃	上 田 美 香	大和町手をつなぐ育成会 児童部会	副会長
3	〃	小野田 豊	特定非営利活動法人 黒川こころの応援団	
4	〃	三 橋 郁 子	たんぽぽ保護者会	
5	〃	白 石 智 章	一般社団法人 宮城県聴覚障害者協会	
6	〃	渡 邊 智	ピアカウンセリンググループ	
7	〃	菅 井 きみゑ	宮城県重症心身障害児(者)を守る会	会長
8	保健・医療・福祉関係者	米 倉 三 男	特定非営利活動法人 ふれあい	
9	〃	西 村 真 希	仙台北地域福祉サービスセンター 地域支援センターばれっと	
10	〃	赤 間 弘 治	公益社団法人地域医療振興協会 公立黒川病院	
11	学識経験者	浅 野 美 和	宮城県立利府支援学校教諭 (地域支援コーディネーター)	
12	〃	門 伝 永 愛	大和町社会福祉協議会	
13	〃	八 島 時 彦	大和町民生委員児童委員協議会	
14	行政関係者	片 平 美 絵	宮城県仙台保健福祉事務所	

資料4 用語解説

用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものこと。

か行

●共生社会

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すもの。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いる。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指す。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立したり、社会復帰が困難な状況におかれるケースもみられる。

●合理的配慮

障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

平成28年（2016）4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業所には、障がい者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるよう改正された。

さ行

●市町村障害児福祉計画（障がい児福祉計画）

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害者計画（障がい者基本計画）

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画として策定する計画。

●市町村障害福祉計画（障がい福祉計画）

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●重層的支援体制

社会福祉法第106条の4に定められた「重層的支援体制整備事業」での構築を目指す体制。介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法等で定める事業を一体的に提供するための体制。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

●障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年（2013）4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されている。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されている。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度がある。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなど。

●地域自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本町では富谷市・黒川地域の市町村とともに、富谷市・黒川地域自立支援協議会を設置している。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図る。

●特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19（2007）年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」に変更された。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

●日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを挙げている。

●ピアサポート

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。

●ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶもの。

●ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。メンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

ま行

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

ら行

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

宮城県 大和町

第5期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～8年度)

令和6年3月 発行

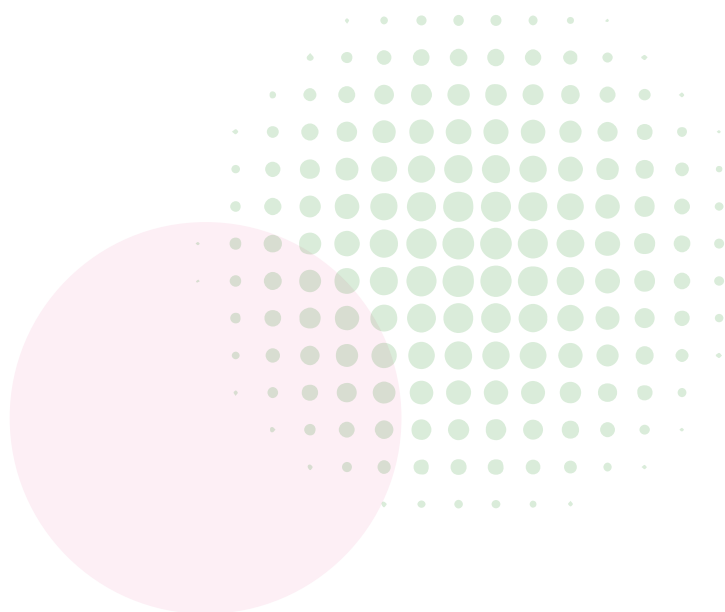
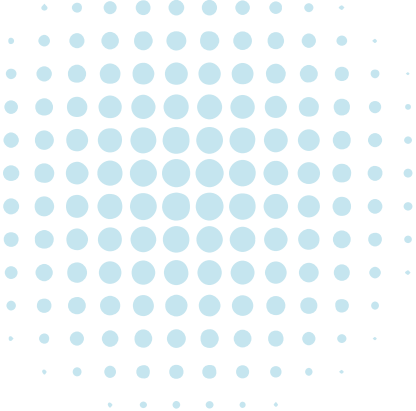
発行者 大和町 福祉課

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

電話 022-345-7221 FAX 022-345-7240

ホームページ <https://www.town.taiwa.miyagi.jp>



大和町

